

VI

興亡多き大正時代



## 腐造の恐怖と防止運動

明治から大正に移った頃、全国の酒造家たちは、二つの大きな問題をかかえていた。一つは一月三月とかさなつてある酒税納期のうち、三月を五月に延ばしてもらいたいという陳情運動であり、もう一つは防腐剤サルチール酸の使用期間を延長してもらいたいという請願運動であった。いずれも明治四〇年以来の継続運動であり、その実現を期するために全国酒造家大会を結成していたが、大正二年には、それを全国酒造組合联合会に組みかえて、いよいよ業者の結束をかためた。

殊に防腐剤の添加を一切禁止しようとする政府の施策は、酒造家たちに殆んど致命的な衝撃を与えた。酒の貯蔵に防腐剤としてのサルチール酸を用いることは、既に明治一二年三月、ドイツ人コルシエルトの教えるところにしたがつて始められ、酒一石に対し大略十二匁を使用していたのであったが、明治三六年に至り、内務省令を以て飲食物の防腐剤規則を発布し、七年間の猶予期間を経たのち、その添加を禁止することになったのである。酒屋の倒産がほとんど例外なく、「三月納税」と「腐れ酒」によって引きおこされている事実を目あたりに見ている業者たちが、狼狽したのも当然でなければならない。七年間の猶予期間が押し迫るにつれて、どうしてもそれの禁止が敢行されるならば、今のうちに転業を考えなければなるまいとする業者さえも現われるに至り、「猶予期間延長」を叫んで、全国の業者が立ちあがつた。

### 酒類防腐剤制限につき陳情書

星霜、今日においても未だ何ら得る所無く、世間また発見せられたるものなし。余日僅か四年、この間果して完全なる防腐方法を発見せらるる販売業者の狼狽困憊實に名状すべからず。爾來、防腐方法について孜々當々研究に従事し、或は学説に依り又は実験に徵し腐心すること既に三

明治三十六年、内務省令をもつて飲食物の防腐剤規則発布以来、醸造のなし。や否や、まことにおぼつかなきことにして当業者の前途實に寒心に堪えざるものなり、ここに長野県酒造組合联合会は衷情を披瀝し、敢て閣下

の所断を請わんと欲す。

清酒の腐敗変味は固より醸造技術の拙劣保存方法の不完全なるに因るべしといえども、而かも清酒が他の酒類に比し多くの蛋白質を含有し、為めに黴菌類の繁殖に容易なるもの亦実にその一大原因にして、醸造技術又は保存方法の改良に依りその腐敗を防止するは決して容易のことには非ず、生等斯業に従事以来十年の久しき、自己営業の利害関係上清酒保存方法の研究については日夜怠らずといえども、いまだ防腐剤の力に依らずして完全なる保存方法を発見する能わざ。

然るに明治三十六年、内務省令を以てサリチール散使用に厳格なる制限を設けられ、かつ七ヶ年後においては断然使用を禁止せられんとす。同令の精神は必ずや同期間に完全なる防腐方法発見せられんことを期待せられたるものなるべし。しかれども斯界の模範たる醸造試験所において、あらゆる学者名流を網羅し専心これが研究を怠らずといえども、なお一つの得るところ無きが如し。専門の試験所既にかくの如くなれば、醸造家の研究の如きは推して知るべきなり。而して七ヶ年中既にその半ばを空費し、余すところ僅かに四年、果して完全なる方法発見し得るや否や予期する能わざるところなり。

将来断然禁止せらるべき期限を存しながら、当業者がそれに対する途を発見する能わざとせば實に心細き限りにして、斯業前途の衰退は予言するをはばかりざるなり。而かも省令のごとくサリチール散の使用に依らず、化学的の試験法に依らんか、酒質の異なる故に試験の結果一様なら

ず、為めにその使用量を一定することを得ず、殊に試験者の意見に依り判定を異にするが故に、地方に依り非常なる差あるが如き奇異の現象を生ずるに至り、当業者も試験者もその時の寛厳とを計り、使用量を左右することあるを以て試験者の更迭に依り省令違反の奇禍を求め、家産を傾くるが如きはその実例少しとせず、是れ畢竟省令の不完全なるが故にして、当業者の苦心また名状すべからず。

サリチール散は人体に害あるを以て禁止せらるるものなるべければ、生等は敢て過當なる使用量の認許を要請するものに非ず、従来の使用の経験に依り一石に対する大略拾二匁を使用せば殆んど完全に保存し得べきものにして、また衛生上差したる危害を及ぼさず、却て省令の制限に依り腐敗したるものに加工せるものを販売し、以て公衆の衛生を害するが如きに比すれば大に勝れるものあるを信ず。願わくは今後防腐方法の発明せられその効力確認せらるまでは七ヶ年と限ることなく、単にその使用を禁止せらることを明示するに止め、その使用量を寛容し、一石に対し拾二匁位までの限度を以てこれを許可し、醸造業改善を促し、当業者をして安んじて業務を執らしめ、以て斯業の発達を奨励せらることをここに決議を具し、僅んで陳情仕り候也。

明治四十年十一月二十五日 長野県酒造組合聯合会

内務大臣 原 敬殿  
大蔵大臣 阪谷芳郎殿

幾たびかの陳情のすえ、適當な防腐方法が開発されるまでの「無期限延長」となつて一応の成果をおさめた。由來、腐造酒が如何に業者たちを絶えざる恐怖におとし入れていたかについて、坂口謹一郎東大教授は、その著『日本の酒』の中で次のようにいってい

る。

「日本の酒」昔から、酒屋さんが一番恐れた酒の病氣に「火落ち」がある。これはまた「火が来る」ともいわれ、すっかり出来あがつた酒を酒倉の大桶中に囲つておく間に、この惨禍におそわれると、数旬の辛苦と全財産を傾けた大切な酒が、一期にして「どぶ水」かまたは「錢湯の捨て水」をつくり悪臭をおびた濁汁と化してしまうという恐しい病氣である。昔から大酒屋の没落や破産はすべてこれのおかげといつてもよく、明治時代の末までは酒造業は銀行が金を貸さないほどの不安定な企業とされたのも、一つにはこのためである。防腐剤のサリチール酸の添加や、その後の醸造法の進歩によつて、今では工場での火落ちはほとんどなくなつた。

いつの時代にも、確かにその悲劇が繰り返えされていた。長野県資料の中にも、明治八年「本年度分清酒のうち、腐敗酒大量に出来、他の品類に変造の分、一〇分の一収税の儀、大蔵省に同案提出致し候」とか、明治一年「当県管下の清酒醸造人ども、全腐敗を生じたるものあり、余りにも捨て難く候えば、醉に変造致したき旨申出し候えども、有税の醉に変造のこと相許し候べきや、それとも一切廃棄無税に取扱うべきや、御指揮ありたく候。大蔵卿殿」といったような文書が数多く残つている。

大正年代になつても、全国的にしばしば大腐造がおこり、業界を恐怖におとしいれたが、大正末年の頃には、最も入念にそのことを警戒していた筈の、本県下の大手メーカーにも手痛い大腐造を生じ、当時、業界の話題をさらつた。その後、昭和四〇年代になつてから、再び防腐剤禁止の布令が出されたが、この頃になると最早や醸造技術もすっかり進歩していいたので、業界もそれほどに狼狽はしなかつたが、大正時代は専らサルチール酸にたよつていたのである。

大正六年、長野県が初めて醸造専任技師の制度を設け、工業としての酒造を大きく育てあげようと本腰を入れたとき、指導の二つの柱として「酒質の改良」と「腐造防止」をとりあげたのも当然でなければならなかつた。当時の腐造防止について、本県出身の花岡正庸（下高井科野村）が大きな功績を残している。秋田県技師として、秋田酒の繁栄を導き出したのは花岡の業績といわれているが、大正年代に、腐造防止の根本となるべき健全な酒母を、低温によつて育成することに成功したのであつた。

## 県当局、酒造に本腰を入れる

大正六年（一九一七）、長野県では初めて県予算の上に醸造奨励費を計上して、農商課の中に酒造の専任技師一名（年俸六百円）技手二名（一名月額三十円）を配置し、本格的な指導体制を組み立てた。折から、第一次世界大戦がもたらした工業熱に竿さし、大いに県工業を振興しようとの政策を打ち出した県当局が、松本に工業試験場、上田に染色試験場を設けると同時に、醸造工業をも導き出そうとしたのである。明治二〇年代この方、税務署に配置された技術官や、その後設けられた国立醸造試験所員たちによって、おいおい指導が進められてはいたけれども、それはまだ酒造取締りや税源涵養的意識を色濃くとどめるものであった。それが今度は、ともかくも一応税金関係から切りはなし、長野県工業の一本の柱と認識して、その振興対策に出発したのである。その発足にあたって、県指導陣営は、この郷土における酒造業の前途を次のように展望した。

△長野県産業要覧▽　由来本県は優良なる原料米には乏しいが、気候風土より觀察すれば土地高燥気温低零の期間長きため、他府県に比して長期醸造に適するをもつて、醸造庫の如き広面積を要せず、固定資本に比し多量生産をなすことが可能である。また雨雪少く空氣比較的乾燥するがため、貯蔵にあたっては火持ち良好で過熱におちいらず、製造上極めて天恵多き地域を占めている。その水質は多く軟水なれども、到るところに適良のものあり、これらの天恵を利用し品質改良につとめるならば、近時一般が嗜好する温雅な酒質を醸造するに多くの便宜を持つていて。

県に技術官が創設された以上、今後は斯業の啓発に努力して設備の改善、原料米の精選技術を進歩せしめ、大成を期して行かなければならぬ。以前は薄辛口のいわゆる山家向の酒が多く造られていたが、原料米を精選し、精白度を高めるとともに醸造技術を進歩させることによつて、一般の傾向となつてきている近代的な、風味温和にして、濃強なる酒をつくっていくべきである。幸い、県

一円に酒造組合ができており、各組合は設立以来品評会、喇叭会、先進地の観察、調査、研究指導など、既に活動を展開しているので、今後に大きな期待がかけられる。

これらの天恵のほかにもう一つ、当時、本県は冬季農閑期の余剰労働力に恵まれていた。大正六年の県統計によると、四四二戸の醸造家で、當時、直接酒造に携わる従業員は三三九人となっているが、十月頃の仕込期ともなれば、それが俄かにふくれあがり、一工場平均一〇人ぐらいの就業者と見ても、四千余人の労働力を必要とするのであるから、これを容易に得られたことは、信州清酒発展の大きな一つの支えであった。

かくて、県工業の中に酒造業の地位が確立し、今までには組合長の家を事務所としていた酒造組合県聯も、それを農商課の中に持つことになり、逞しい進軍が始まった。まず品質の改善について、初代専任技師中川鯉太は、次々に各地の組合を歴訪して、それぞれの製品をきたん無く批判し、つぎのような酒造りを呼びかけた。

〈よりよき酒造りへの呼びかけ〉 前酒造年度の古酒について赤裸々に批評を試みたい。各組合が品評会を催すのに対し、まだ出品しない業者のあることは遺憾である。酒の善悪は別として全業者が出品することを切望したい。酒造の経済関係からすれば、不況に不況を重ねて現状は生産過剰であり、従て営業不成立の考えがおこる場合もあるが、しかし将来においては潤沢の景気があるによって、この不況苦境を組合員は切り抜けてもらいたい。そのためには是非とも一般の嗜好に添う酒を造らなければならないので、遠慮なく批評したい。良い酒を造るには大きな資本がいるので、少資本家を合併して良酒を多くつくり、信州を名醸地にしていくことが肝心である。

酒は審査の時期によつて、果物と同じように狂いを生ずるが、良い酒ならばその狂いを余り生じない。経済上からは優良酒とか一等酒とかばかりいつても、そろばんが採れない。二等ぐらいがこの方面にもよいのではないか。大醸造家の酒を見ると近來たしかに良いものが出来ており、将来名醸地となることに疑いがない。現に、近いうち全国品評会で入賞者があるだろうと、中央でもいわれている。良い酒はフクラミのある、美味のものであらねばならない。良い酒を造るのにはどうしても米、水、技術が関係する。そのすべてが揃つたときにこそフクラミの酒ができる。こんにち出品された酒の中で、そのフクラミを持ったものといえば、たつた一点

であつて、總体のうち凡そ十位までは酒といえるが、その他は問題にならない。これは第一、桶の洗い方から不完全である。こんな状態の杜氏の未熟者は淘汰してかからなければなるまい。悪い酒の営業者や杜氏たちは、良い酒を造れる人たちを視察すべきである。

本県では十二月或は一月の嚴寒に仕込む者が多いが、この場合、いわゆる腰抜けが出来ることを警戒しなければならず、この現象は名醸地とは全く反対である。結局、第一に「精米の方法を誤っていること、ついで洗米が粗であること、米浸しの時間が長いこと、替え水の関係が多いこと、蒸すとき水を切る場合充分に水を切らなないこと、張りこむまでに一粒ごとに凍らせることがあること、また釜が小さくていけない、というような条件が重なつて、本場ものと反対に腰抜けがおこってしまうのである。要するに蒸米が不完全であれば、もはや吟醸は望むべくもない。重点的には白い米の扱いについて充分に研究し、麹酵母を若くし、仕込水加工も品物に応じて適当になし、なるべくならばしないことである。

造石高と腐造高 (長野県産業要覧)		
	造石高	腐造高
大正6	175,818	1,690
7	170,146	402
8	200,851	321
9	122,725	60
10	179,738	409
11	190,599	161
12	188,167	184
13	180,134	51
14	188,527	120
15	167,557	328

こうして、県の指導方針が確立したのであるが、もう一つの重要な使命として県が取り組んだのは、腐敗酒の防止であった。そのことによつて経営を安泰ならしめ、不安のない経営の上に立つて品質の改善を進めなければと考えたからである。上表によつて、大正期後半における腐敗酒と造石高の推移を見よう。県の指導体制が組み立てられたばかりの大正六年には、一七五、八一八石の造石に対しても一、六九〇石もの腐敗酒を出していた。それ以前は、いつの年も凡そそのようなありさまだつたのだが、県の指導が始まつた翌年には、早くもそれを四百石台にとどめることができ、好調の年には僅か五十石に抑えることができた。勿論、その後も年によつて変動を免れることはできなかつたが、もはや六年以前ほどの惨状を見ることはなかつた。県の指導体制とともに、大正一〇年には、酒造県聯とともに呼応して、酒造研究会をおこし、腐敗防止と品質改善のために懸命な努力を重ねた。

## 長野県酒造組合聯合会研究会規則

第一条 本会ハ長野県酒造研究会ト称ス

第二条 フ遂ヶ醇良酒ヲ製出スルヲ以テ目的ス  
第三条 本会ハ長野県酒造組合員及子弟並其ノ他ノ希望者ヲ以テ組織ス  
第四条 本会ハ県内左ノ五ヶ所ニ於テ開催時期ハ其地方組合長ニ於テ協

定スルモノトス

ノトス

長野市 上田市 松本市 上諏訪町 伊那町

第七条 本会ニ要スル経費ハ各会員ノ負担トシ開催地ヨリ若干ノ金円ヲ

但時宜ニヨリテ開催地ヲ変更シ及臨時開催スルコトアルヘシ

補助スルモノトス

第五条 本会ハ毎年一回以上適宜開催シ其都度自釀酒ヲ持寄リ喇酒会ヲ

第八条 本会ヲ開催セントストキハ主催者ヨリ聯合会長ニ其時日場所

行フモノトス

ヲ報告シ且ツ酒造上ノ学識経験ヲ有スル名士ニ講演ヲ請フモノ

第六条 本会ノ会務ハ開催地ノ酒造組合長又ハ適當ノ会員ニ嘱托スルモ

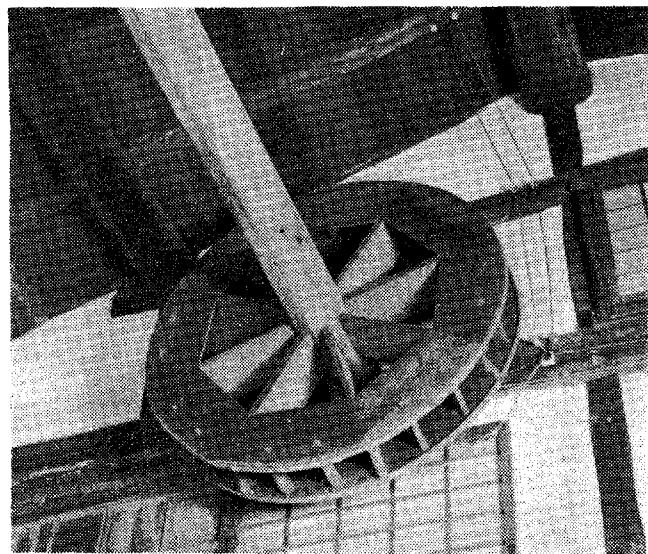
トス

## 急ぐ工場化と従業員規則

わが国工業の発達過程は、日清戦争によつて軽工業の工場化が確立し、日露戦争において重工業の工場化が促進され、そして、大正初頭の第一次世界大戦がそれらを飛躍的に増加させたといわれてゐる。大正時代の本県工業は製糸を除いて、まだ比較的立ち遅れいる方ではあつたが、それでも、全国的な発達過程のらち外に立つてはいなかつた。この時代における製糸工場の激増はすばらしいものであり、毎年平均三七、八の工場がつくられていつた。その他の工業にあつても、年々幾つかの鉄工場が創業し、肥料や石鹼造りを中心とする化学工場も誕生して、年ごとに四〇ぐらいのさまざまな新工場がつくられた。それらの各種工場は、いずれもまだ、せいぜい二、三十人の工員に充たない小規模なものであつたが、それでも、次第に旧来の固有産業を圧倒していつた。

そのように工業がぼつ興し、工場化が進められていく中で、酒造蔵もまた工場化をうながされたのは当然である。大急ぎで専業化し、工場化していかなければならなかつた。農村地主の副業的因素を色濃く残しながらも、長く、固有産業の先頭に立つてきた酒造業である。工場化は、先ず精米電動機のとり入れから始められた。大正四年頃、原動力を汽閥に求める酒造業者は南佐久一、北佐久一、諏訪一、上伊那四に過ぎず、水車にそれを求めるものさえ北佐久一、諏訪二、北安曇二にとどまつておひ、そのほかはすべてが前時代

的手作業であった。



明治時代、男木をつりあげた滑車、大正時代にはこれがジャッキーに変わっていく（佐久・武重徳衛氏蔵）

それが、第一次世界大戦頃から次第に電動力をとり入れるようになり、大正末期には南佐久一一、北佐久一七、小県六、諏訪二三、上伊那一二、下伊那一三、西筑摩五、東筑摩五三、南安曇九、北安曇一三、更級一五、埴科一一、下高井三、上水内一八、下水内一、長野六、松本二一、上田一、総計二三八の電動機を数えるに至り、一一八業者の工場に設備された。上高井を除いては全郡市に行きわたり、四百余業者のうち凡そ四分の一はそれを設置し、全体で一、二三〇馬力を使用していた。この電化状況は、最も多くを使用する四、一八〇馬力の製糸工場、四、一六五馬力を使う化学工場に次ぐものであり、あとに続く飲食品諸工場の合計四六五馬力を遙かに引きはなしており、当時として、酒造工場の電化は可成り進んだものであった。

酒蔵の工場化はひとり電化だけでなく、次第に全体の器具も変革されたが、たとえばジャッキーの登場もその時代である。醪は、巾八寸長さ三尺五寸ぐらいの濬をかけた木綿袋に、三升ほどずつ入れて酒槽に並べ、上から板で圧搾するのであった。初めは胴蓋と呼ぶ板の重みでしばれるが、だんだん力を増してしばるために、一尺五寸角長さ二尺位の梁、即ち男木の中位から先端まで石をつるして圧力を加えなければならず、その男木をつりあげるために天井に滑車をとりつけた酒蔵もあつた。原始的なその横桟が、大正時代にはジャッキーに變ってきた。ここに、明治時代における酒道具の一式を掲げてみよう。これらが次々と変革され、工場化していくのである。

#### 明治時代の酒道具一式 （新潟県酒造組合刊、新潟県酒造史）

- 一、ふね盤（醪圧搾機下に重み種ねる台）
- 二、サナ板（青竹で作られた酒ふねの内壁に使う）
- 三、ゴンブリ（水を正確に計るための器、普通五升容）
- 四、木呑（大小あつて、桶の取出穴に使う）
- 五、竹呑（桶の取出穴に使う）
- 六、暖氣樽（醸つくりの加温につかう）
- 七、暖氣星（熱湯の取出穴に使う）

- 八、手しゃく（洗いものをする時に使う）
- 九、ためし桶（酒、もろみ、熱湯水等を運ぶとき使う）
- 十、麴蓋（麹作りに使う）
- 十一、検蒸板（むし米を鑑定するためひねりもちにする板）
- 十二、垂受（酒の取り出につかう）
- 十三、櫛棒（大小あつて醤及びもろみの攪拌につかう）
- 十四、かき（飯かき、浸米かきとある）
- 十五、ブラ（燈明用）
- 十六、三尺桶蓋（五～六石前後の桶に使う）
- 十七、三尺桶蓋（五～六石前後の桶に使う）
- 十八、六尺々（二十五～三十石々）
- 十九、水のう（もろみを絞る時使う道具の一つ）
- 二十、込ひしゃく（生としてもろみ、酒に使う）
- 二十一、水のうたたき（呑先で下にたれる酒をうける）
- 二十二、さいとう（水のう中でたまる粕をうける）
- 二十三、馬（高い所を歩く）
- 二十四、めしだめ（めしを運ぶ時使う）
- 二十五、ぶんじ（大）（ふかし桶のめしを掘る時使う）
- 二十六、ぶんじ（小）（麴作りにつかう）
- 二十七、カスリ（水をカスリとする道具）
- 二十九、あぶら棒（わくを冷す道具）
- 三十、しごき（木桶を洗う道具）
- 三十一、すりぼうき（桶を洗う道具）
- 三十二、半役（ふかし桶にかけ、めし試桶にのせる台）
- 三十三、コマ（ふかし桶の蒸気穴の上にのせる）
- 三十四、サルボウ（モモテともいつてもろみをこし袋に入れる器）
- 三十五、小桶（又は玉桶ともい、もろみを搾りとる時使う）
- 三十六、竹ざる（小道具の水を切る時使う）
- 三十七、盛枀（麴をふたに盛る時使う）

工業としての地位が確立し、工場設備がととのつてくると、杜氏以下の従業員についても、それなりの規制をしなければならなかつた。一〇人以上の酒蔵に工場法を適用されたのは昭和初頭になつてからであつたが、これに先だち大正一〇年、長野県酒造組合聯合会では自主的な従業員心得と雇傭細則を申合せた。「昼夜の別なく精励すること」「上席の命には服従すること」「税務官吏に無礼があつてはならないこと」「二人以上が語らつての請暇は許さないこと」「雇主の許可なくしてやめた者は、組合員間では使わないこと」などを規制したのである。勿論、優秀な者を表彰することも忘れなかつたが、これらの規制条項は、どの一つをとつて見ても、今日とは隔世の感があり、当時の世相の一端を遺憾なく物語つてゐる。業者間の従業員引き抜きも防がなければならなかつたし、酒造官吏の検査ぶりに抵抗する蔵人についても注意をしておかなければならなかつたのである。

## 長野県酒造組合聯合会所屬組合從業者心得並雇傭細則

リ雇主ヨリ適宜手当ヲ与フルモノトス

第一条 本聯合会ニ属スル組合員ノ酒造場ニ從事スルモノハ必ス此ノ規

定ヲ遵守スヘシ

第二条 杜氏ハ酒造ヲ掌り酒造場ヲ監理スル責任アルモノナレハ特ニ品

行ヲ慎ミ忠勤誠実ヲ旨トシ自ラ其龜鑑トナリ以下ノ雇人ニ過誤

ナキ様常ニ注意ヲ怠ルヘカラス

第三条 総テ酒造ニ從事スルモノハ昼夜ノ別ナク精勤ヲ要スルハ勿論深

ク粗漏ヲ慎ミ常ニ上席者ノ命ヲ守リ以テ事ヲ行フヘシ

第四条 酒造検査吏員其他関係吏員出張ノ際ハ無礼ノ所為ナキ様注意ス

ヘシ

第五条 酿造物ハ勿論諸器機等最モ鄭重ニ取扱ヒ破損ナキ様留意スヘシ

第六条 仕込中二名以上申合セ請暇スルモノアルトキハ其事情ヲ調査シ

正当ノ理由アルニ非サレハ之ヲ許サス

第七条 従業者中著シク精勤シタルモノハ雇主ニ於テ相当ノ賞与ヲ為ス

ヘシ

第八条 杜氏及從業者ノ表彰ハ別ニ定ムル規程ニ拠ルモノトス

第九条 酒造從業中業務ノ為過テ負傷若クハ死亡シタルトキハ事情ニヨ

ヲ得ス

第十一条 前項負傷ノタメ死亡若クハ疾病トナリタルトキハソノ情状ニヨリ聯合会ヨリ慰問トシテ香資料若クハ金品ヲ贈与スルコトアルベシ

一、重罪犯ニ処分セラレタルモノ又ハ破廉耻罪ヲ犯シテ禁錮以

上ノ刑ニ処セラレ満期後一ヶ年經サル者

二、故意ヲ以テ雇主ニ損害ヲ蒙ラシメタルモノ

三、雇傭中雇主ノ承諾ヲ得シテ他人ノ雇ニ応シ又ハ逃走シテ

満三ヶ年ヲ経サルモノ

四、自己ノ不注意ニヨリ再度以上其雇主ヲ酒造税法違犯ノ罪ニ

陷ラシメ爾後三ヶ年ヲ経サルモノ

第十二条 聯合会長ハ本規程ニ違背セサル者ト雖モ其行為本組合員ノ雇

傭スル他ノ酒造從業者ニ影響ヲ及ボシ組合員ニ不利益ヲ來スノ恐アルモノト認メタルトキハ其雇主ニ対シ解雇ヲ命スルコトア

ルヘシ此場合ニ於テハ事情ノ如何ニ拘ラス雇主ハ之ヲ拒ムコト

工業としての酒造の専業化と酒蔵の工場化は、当然の結果として、一面に一工場あたりの生産量を増大し、一面には大型メーカーを生み出していくことになった。そして、その過程の中で、或るものは時々襲つてくる不況の波に押し流され、或るものは競争に敗れて倒産し、転廃業を余儀なくされた。一工場あたりの平均生産量の推移を見よう。全県的には、明治四〇年頃、一業者当り平均二三〇石であったものが、大正末期には四七〇石に増大した。郡市別で、最も増大したのは南佐久、埴科、長野であり、いずれもほぼ倍増した。これについて北佐久、諏訪、下伊那、東筑摩、上水内、更級の増加も目立ち、上伊那、西筑摩、南安曇、下高井がそのあとを追

清酒造高区分表（長野県酒聯調べ）

	5,000 石以上	3,000 石以上	1,000 石以上	700石 以上	500石 以上	500石 未満
大正 9	—	1	20	19	33	257
10	—	3	36	28	39	257
11	—	5	38	35	34	258
12	1	2	38	34	39	256
13	1	3	38	30	33	272

(註) 組合調べと県統計の間には多少の相違があった

一戸当り生産量の増加足どり  
(長野県統計書、単位石)

	明治40年	大正15年
佐	610	1,150
佐	400	700
縣	310	300
訪	410	600
伊	240	330
伊	300	500
筑	180	230
筑	370	510
安	400	500
安	720	530
級	320	500
科	210	430
高	300	270
高	190	200
水	310	530
水	210	116
野	480	840
本	740	520
田	330	390
平均		470

つた。小県、北安曇、上高  
井、下水内、松本地方など  
はむしろ下降しているが、  
これはどういう事情によっ  
たものか。

このようにして、一工場  
あたりの生産量を増すとと

もに、一方においては大型企業を生み出した。大正一二年には五千石以上を生産する大工場が初めて現れ、九年には一軒に過ぎなかつた三千石以上が、一年には五軒にふえ、一千石以上、七百石以上の工場も急増していった。これに対して、七百石以下の工場はだいたいその生産量に定着していた。このことは、大正時代において、県下の酒造業界に二つのグループのできたことを物語つてゐる。一つは、大手筋と見られるグループであり、他の一つは七百石以下のグループである。そして、大手グループはその進路を地域にとどめることなく、次第に県郡外への流通を策し、低量定着

## 改良へ、組合の研究所も建てて

本県に県立醸造試験場がつくられたのは昭和一六年になつてからであつたが、県下の酒造組合の中には、すでに、明治末期においてそれを計画するものがあり、大正時代には、組合単位のそれを設けて、酒質改善に情熱を傾ける組合もあつた。その計画を最も早く志したのは上伊那であり、明治四四年四月の評議員会で試験場建設の予算を議決し、直ちに実現のため基金積立を始めた。米沢八十太郎、森本峯太郎、北沢久次郎、赤須東吾、中村琴次郎、坂井清彦、北原吉次、日戸新吉、木下三也、小野金吾、山岸節三らが建設委員となり、先進地への視察に出かけたのであるが、しかし、この計画は折からの不況に会い、遂に実現を見ずして終つた。

そして大正時代に入ると、そのことがまず中信組合において実現した。六年一月、松本市、東筑摩、南安曇を区域とする中信酒造組合が、松本市宮村池上富三郎の蔵を借りうけて、一切の設備を施し、名古屋税務監督局技師小森咸吉を招き、県技師中川鯉太らの指導をうけながら、試験場を発足させたのである。この試験場は、やがて中信酒造組合研究所となつて、模範酒「中信正宗」を発売し、ついで中信醸造株式会社へと発展していった。小松伝吾が社長となり、池上富三郎、飯田慶司、百瀬栄、望月国俊、降旗太耕らが参画したが、この研究所が中信地方の業者を大きく刺戟したのは当然であり、県内各地の酒造家たちにも指標となつた。

ついで二年後、八年には諏訪組合が諏訪醸造研究株式会社を創立し、上諏訪町大和に研究所を建設した。小松銀之助、上田晴雄、林七六らが社長に歴任し、大堀助太郎、吉田隆太らが技術指導にあたつたが、このとき、初めて広島杜氏を招き、模範酒「鶩湖正宗」をつくりあげて売出し、地域の業者は勿論、全県的にも影響を与えた。由来は、南諏訪方面の杜氏や小谷杜氏を専ら使っていたのだが、この頃から、一時、諏訪の酒造業界は全く広島杜氏によつて占められるようになり、昭和に入ると、次第に諏訪杜氏が教育されて、広島にとつて代つていくのであつた。

諏訪醸造研究所は、一応の成果をおさめたのち、昭和初頭には休止し、その設備を灘の銘酒「大閑」の醸造元に貸与したが、その間

の消息について、諏訪教育会刊行の『諏訪』は「昭和五年まで休止し、爾後会社解散までの三ヶ年間、これを灘の銘酒大関醸造元に貸与した。同醸造元では混合用として、前から研究所でつくられた諏訪酒を購入していたが、貸与をうけてからは、同所において自ら醸造をおこなつたのである。灘の酒が、醸酵がおそらくいつまでも若さを失わぬ諏訪酒を混入することによって、益々その名声をあげたことは注目される」と、記録している。

このよう、各地における情熱の傾けによって、大正時代、信州清酒は大いにその品質を改良し、昭和初頭には遂に日本名醸地の一つとして、その地位を確立したのであるが、郷土々々の、自慢の記録の幾つかを摘記しておこう。

△**南佐久郡誌**▽ 本郡における醸造業の主なるものは酒、醤油、味噌、酢等にして、就中酒の醸造はその第一位を占む。由来佐久は清酒の醸造盛んにして、その産額すこぶる多く、県外輸出も少なからざりしが、醸造方法幼稚にして品質良好ならざりしかば、その声価に至つては遠く灘に及ばざりしも、近來醸造の方法大いに研究せられ、新式の方法を用ゆる者次第に増加し、品質また良好の域に進み、中には日本全国の品評会において一等賞を得るものあるに至れり。本郡における工業の重要なものは製糸業にして、醸造業、電気工業、製板業等これに次ぎり。(大正八年刊)

△**北佐久郡史**▽ 大正年代、本郡の工業生産額はほぼ二〇〇万円前後を占め、主要内容は酒を中心とする醤油、味噌、製罐等の食料品工業であり、製材木品工業、印刷業その他化学、金属、窯業、発電業等の発展にまた目ざましいものがあつた。佐久酒はすでに郡内需要を充たすにとどまらず、遠く関東方面に移出されてその名声が高いが、南北佐久酒造業者が佐久酒造組合を結成して、酒価標準の決定その他営業上の研究を行い、協力して斯業の発展をはかると共に、長野県酒造組合聯合会、県内関係機関と連繫して酒造技術を改善してきたからである。

△**上田商工年鑑**▽ 上田酒造組合は明治四三年の結成以来、同業中に任意団体醸友会を結び原料米の共同購入、展覧会の共同出品、共同宣伝を行い品質の改善と企業の合理化、販路の拡張につとめてきたが、近年醸造技術いちじるしく進歩し、一般の嗜好に適するように造られ、灘の吟醸にも劣らぬものといわれる。(昭和十年刊)

△**北安曇郡誌**▽ 本郡における醸造業の主なるもの酒、みそ、醤油、酢等にして中でも酒は第一位を占む。醤油及び味噌は古来自家用として醸造するもの多く、これが專業なかりしが近年に至り社会の促需とともに専業者多きを加え、殊に大町醤油は名声界隈に

噴々たり。因に記す、いにしえは濁酒にして清酒にあらざること落葉集に見るところの如し。わが地方にて濁れる酒を澄ませしは寛文の頃より始まる。寛保の頃池田町に釀造家のおこりしことは池田村誌に見ゆ。（大正十二年刊）

△長野県の特殊産業▽ 飯田地方における清酒の醸造は第一次世界大戦当時より急激に増加せられ、最近の下伊那における造石統計は約二万石（内飯田町六割）を示し、酒造税は国税額の六割を占めている。殊に当地方の気候と水質は清酒の醸造に最も適しており、加うるに斯業有志は関西の銘醸地より優秀なる技術者を聘し、銳意改善をはかった結果、品質の点においても灘、広島などの銘酒に比し何ら遜色を認めない。各地に品評会の開催せらるる毎にその名声を博し、その銘酒の如きは東京都の中央市場に進出するに至り、かつては一大消費地であった飲酒郷も、今や一大生産地に転ぜんとしている。（昭和八年刊）

△東筑摩、松本市、塩尻市誌▽ この地方における明治大正年代の酒造業は、どちらかといえば郡部に盛んで、東筑摩郡内の製造高は松本市の三倍になつており、食料品工業中の産額では酒が首位を占めている。松本市では菓子の生産が不明なため、その地位はわからぬが、恐らく菓子と比肩するほどか、もしくはその次に位いしていただろう。大正六年、長野県庁に技術官がおかれて以来、中信地方は大正五、六年より他に率先して改善に努力した。そのためか、酒質も元来は薄辛口いわゆる山家向のものが多かつたが、風味温和な近代的嗜好に適するものが簇出し、全国品評会、あるいは中部六県品評会の入賞歩合が多くなつた。

△南安曇郡誌▽ 由来本郡清酒の大部分は、この地方において消費せられし関係上、醸造法の研究を度外視せるため品質劣等のもの多かりき。鉄道の開通によりて多量の優良品輸入せらしかば、地方酒は次第に圧倒せられ、豊科税務署の松本に合併せられし頃は、休造廢業をなすもの多かりき。この現象は同業者の覚醒を促し、大正六年には、松本市に中信酒造試験場を設け、名古屋税務監督局に依頼して熟練なる専任技師を聘し、醸造法を研究し従業者の教育指導にあたりしたため進歩をなし、優良品を醸造するに至れり。本郡はその原料たる米穀豊富にして、気候寒冷、しかも硬度四度半を有する梓川、烏川の清水を有する斯業の好適地なれば、当業者の努力により斯業の隆盛を将来に期するを得ん。（大正一二年刊）

△木曾要覽▽ 木曾には川合勘助（福島）湯川寛雄（同）平野隆策（飯原）福沢重衛（上松）西尾豊次郎（大桑）古根良吉（同）林六郎（吾妻）林武市（田立）千代鶴酒造（福島）などの造り酒屋あり。輸出は無けれども繁昌す。（大正八年刊）

△上伊那郡の工業生産▽ この郡では、明治の末期、すでに酒造のための試験場を組合の手で設備しようとする計画もあつたりして、早くから酒質改善につとめたが、原料にも恵まれて、大正年代には、郡内工業物の上で高い地位を占めるに至つた。大正六年の

## 悲願、漸く移出県となる

大正時代における清酒醸造の足どり（長野県統計書、単位石）

4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
12,786	14,376	19,091	21,580	21,696	27,557	10,060	20,280	19,005	19,627	17,13	19,573
6,781	9,264	12,043	13,276	13,829	14,998	8,2471	12,736	11,654	12,530	11,404	14,295
9,093	9,299	11,062	12,054	79,613	11,644	7,593	9,753	9,084	9,843	8,840	9,206
9,955	9,526	13,056	14,811	15,66	19,436	10,313	16,272	16,092	16,224	16,382	17,159
11,257	13,104	14,029	15,602	15,054	16,092	12,041	16,688	17,280	18,519	15,280	16,746
14,128	15,557	19,141	21,462	19,081	21,129	13,298	19,293	20,363	21,946	19,107	23,347
2,801	2,412	2,853	2,704	2,968	3,314	2,123	3,038	2,949	3,366	3,043	3,218
9,761	10,972	13,764	16,058	16,423	21,134	13,594	20,837	20,999	20,926	18,618	20,665
5,954	5,889	7,319	8,061	8,502	9,728	5,732	8,022	7,777	8,710	7,977	8,442
6,360	6,963	8,915	9,469	8,788	10,657	7,563	9,397	9,410	10,605	8,862	9,967
3,834	3,916	4,829	5,581	5,874	6,905	4,995	5,904	5,326	5,814	5,078	5,642
1,834	1,602	2,150	2,037	1,881	2,693	1,860	2,468	2,534	2,984	8,867	3,014
3,358	3,466	4,351	3,923	3,866	4,690	3,208	4,693	4,638	4,746	4,124	4,655
4,335	4,821	5,192	5,247	5,095	5,755	4,189	4,760	5,516	5,365	4,739	5,029
7,026	7,510	9,190	11,245	9,481	11,536	8,374	10,617	9,951	10,696	9,936	10,665
2,431	2,273	2,765	2,695	3,266	3,924	3,120	3,680	3,633	3,578	2,646	3,193
3,104	2,595	2,759	3,433	4,687	3,673	2,907	3,737	3,634	4,039	3,644	4,200
2,973	3,096	4,164	4,988	3,246	6,148	3,416	5,315	5,339	5,538	4,697	5,717
				2,470	2,674	1,754	2,396	2,285	2,574	2,574	2,678
117,771	126,641	156,674	174,196	171,487	203,717	125,387	179,886	177,468	187,630	167,531	187,531

上伊那郡工業統計をみると、第一位は寒天で、十六軒の業者が六九五、七三四円を生産したが、第二位に立つ酒造が五十七軒で六三四、五三二円を生産し、やがて、寒天を追いこしていった。三位以下は醤油一三二、四九円、縮緬類六九、一九二円、白絹類五七、八八八円、瓦、縞木綿、みそなどの順になつており、酒はそれらを大きく引き放していた。

## 悲願、漸く移出県となる

大正年代における信州清酒の生産高足どりを見ると、元年には一三万四千石であつたものが、一五年には一八万七千石に増大し、四〇数年ぶりに明治時代の最高記録であった一六年の一八万四千石を突破した。明治一六年には、千人近い業者によつて生産された数量を、大正一五年には四百人ぐらいに減りながら、なおそれを突破したのであるから、内容的にはそれだけ企業が大型化し、健全になつたことを物語つている。

かくて、大正八年には遂に移出超過県を築きあげたのであつた。明治三二年頃、一時、郡としては南佐久と下高井が県

	大正元年	2年	3年
南 佐	12,983	14,214	14,664
北 佐	8,204	8,013	8,232
小 県	9,711	9,882	10,321
諫 訪	9,955	9,721	10,426
上 伊	12,781	13,785	14,396
伊 下	15,828	15,358	16,204
西 筑	3,193	2,824	2,899
東 筑	10,584	10,924	11,261
南 安	6,652	7,005	7,271
北 安	8,060	7,580	7,533
更 級	4,495	4,508	4,370
埴 科	2,460	2,483	2,050
上 高	4,243	3,998	3,978
下 高	5,518	5,219	5,365
上 水	9,895	9,388	9,448
下 水	3,054	3,393	3,174
長 野	3,324	2,783	3,482
松 本	3,364	3,639	3,642
上 田			
合 計	134,304	134,717	138,716

外への移出超過の記録をつくったことがあるが、全県的にはなお六千石から移入超過であり、明治から大正へかけての長い間、信州は酒足らずの国がらとして、郷土の市場をよそからの酒におさえられていた。明治一〇年代この方、本県の酒造家たちは移入酒の進出にそなえながら、嘗々として酒質改善に依る頗勢の挽回を念願し、ひたすらに情熱を傾けていたのであるが、大正八年（一九一九）に至り、遂に全県的な出超県の悲願を達成したのであった。

て、それからはずっと出超を固定させた。この成果は、本県の酒造史上大きな一つの画期であり、県工業の一本の柱として脚光を浴びたのであった。この成果は、当然、全国酒造生産の中においてもまた、高い地位を築きあげることとなつた。たとえば、大正一四年の全国道府県別酒造高統計を見よう。長野県統計書による生産量と全国酒聯調べのあいだには多少の相違があるようだが、大勢をうかがうことはできる。

戦前において、信州清酒がもともと大きく花開いた大正一三年頃、名古屋税務監督局が管内の酒造高番付をつくったとき、信州勢は

## 開花期の酒造番付と銘柄一覧

めで農商課の中に酒造指導の体制を組み立て、信州清酒を県工業の一本の柱に育てあげようと力を注ぎ出したときから思えば、凡そ一〇年間の成果であり、明治二〇年代、県下の先覚的業者たちが品質改善に依る頗勢の挽回を志したときから思えば、正に、四〇年の歳月をかけて実現し得た成果であった。

大正14酒造年度府県別生産高  
(全国酒造組合联合会調べ、石)

森	87,351
形	147,271
知	161,145
岡	89,881
重	89,880
阜	78,880
野	188,528
鴻	243,946
島	146,697
口	173,370
山	171,462
取	51,626
根	82,892
媛	151,021
本	60,030
山	65,719
岡	276,497
分	123,948
崎	52,069
賀	102,542
島	2,995
崎	13,953
纏	—
兜	全 国 計 5,534,499

筆頭は、勿論、灘を持つ兵庫県であつて七九八、四〇六石という最大量を生産し、第二位は福岡二七六、四九七、第三位は広島二四三、九四六石、第四位は京都二〇四、二六六石であったが、長野県は一八八、五二八石を生産して第五位を占めた。

以下十一位までは福島、新潟、岡山、北海道、愛知、山口、秋田などの順位であつた。明治一三年頃の調べでは第八位にいた長野県が、第五位にせりあがつたのである。大正六年、本県当局が初

西

附番家造釀上以石千一酒清內管局督監務稅屋古名

東

大關五	三〇八	長野木内醸造會社
關脇四	四二八	全大塚酒造株式會社
前頭三	八一八	靜岡山中正吉
二	三〇一六	新潟清水周藏
二	八八七	長野曾根合名會社
二	八〇一	新潟中越酒造株式會社
二	七五六	長野加藤勘治郎
二	六七六	愛知間瀬昇太郎
二	四五六	長野田口順一郎
二	三七一	全高橋助作
二	二九六	全土橋四郎
二	二三九	岐阜武藤醸造會社
二	二一五	長野武居正文
二	一三四	愛知鹽入治右衛門
二	〇八一	金森合名會社
二	六五	三重野田六左衛門
二	〇二五	長野原

蒙御免司行管內五十九稅務署

大關五、五七一 愛知伊東合資會社  
關脇四五一〇 新潟安達源右衛門  
小結四、一一七 愛知丸石合資會社  
前頭三八二三 静岡東洋釀造株會社  
三、一九一 新潟朝日酒造株會社  
二、九五四 愛知盛田合資會社  
二、八四六 長野山岸節三  
二、七九四 愛知丸中酒造會社  
二、七五二 長野藤井伊右衛門  
二、五六四 全會社名 橋倉商店  
二、四三二 新潟北越酒造株會社  
二、三三三 長野黒澤嘉四藏  
二、一九〇 愛知山田忠右衛門  
二、三三八 静岡山中兵右衛門  
二、一六二 三重片岡善治郎  
二、一一〇 四新潟  
二、〇六九 全  
二、〇三四 長野  
高橋休  
高原吉郎  
高松

自大正十二年十月一日  
至全十三年四月末日 製成石高  
元進  
(單位石)  
中國釀造新聞社

万丈の気燐を吐いていた。西の大門  
木内醸造の五、三〇八石、関脇大塚  
酒造の四、四二一八石を筆頭に一千石  
以上の業者が大量に入幕した。三九  
三人の業者が四一二の蔵を経営し、  
四〇〇有余の銘柄が売り出されてい  
たが、四〇の業者が一千石以上を生  
産した。

# 長野県酒類製造業者とその銘柄一覧

(大正十三年度四月一日現在県酒聯調べ、  
販賣業者は毛村吉之助)

日現在県酒聯調べ、  
数字無きは焼酎造家



### 開花期の酒造番付と銘柄一覧

一、充	嘉	碇	正	宗	碇	万	年	同	第三藏同	人
一、墨	真澄	勝	正	宗	真澄	正	宗	碇	万	年
一、二七	小松	正宗	布引	布	小松	正宗	布引	布	小松	銀之助外一名
一、二六	五壳	腕	自慢	鷺湖	正宗	豐島	正宗	大布屋	宮坂	伊兵衛
一、二五	一、三八	一、三九	一、四〇	一、四一	一、四二	一、四三	一、四四	一、四五	一、四六	一、四七
一、三七	高天	湖	鄉	櫻	金菱	寶劍	正宗	豐島屋	高橋	已喜之助
一、三六	正宗	鄉	櫻	選	正宗	正宗	大津屋	友	岡谷	釀造合資
一、三五	天龍	天龍	正宗	一	天龍	正宗	屋	友	林	七
一、三四	正宗	正宗	茂	一	正宗	國ノ花	大津屋	高橋	高橋	已喜之助
一、三三	高盛	高盛	宗	一	上正宗	東正宗	屋	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、三二	白藤	白藤	正	一	天龍	天龍	屋	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、三一	高泉ノ誉	高泉ノ誉	正宗	一	正宗	正宗	屋	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、三〇	源屋	源屋	日野屋	一	大泉酒店	大泉酒店	屋	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、二九	屋	屋	三井屋	一	大泉酒店	大泉酒店	屋	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、二八	長	同	同	一	東正宗	東正宗	屋	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、二七	地	同	富士見	落合	玉	玉	屋	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、二六	山田	同	見	鄉	川	泉	野	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、二五	広太	同	上田晴雄	小林義久	五味	善松	小林藤蔵	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、二四	上	同	小林義久	名取伝作	丸	茂文	六	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、二三	田	同	上田晴雄	名取伝作	五味	善松	小林藤蔵	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、二二	山	同	小林義久	名取伝作	丸	茂文	六	已喜之助	已喜之助	已喜之助
一、二一	雲	同	高泉ノ誉	源屋	正宗	正宗	日野屋	三井屋	屋	屋
一、二〇	墨	同	高泉ノ誉	高泉ノ誉	正宗	正宗	日野屋	三井屋	屋	屋
一、一九	一、二九	同	天龍正宗	天龍正宗	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、一八	一、二八	同	高天正宗	高天正宗	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、一七	一、二七	同	豊島正宗	豊島正宗	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、一六	一、二六	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、一五	一、二五	同	岡谷釀造合資	岡谷釀造合資	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、一四	一、二四	同	林近三郎	林近三郎	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、一三	一、二三	同	林近三郎	林近三郎	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、一二	一、二二	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、一一	一、二一	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、一〇	一、二〇	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、九	一、一九	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、八	一、一八	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、七	一、一七	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、六	一、一六	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、五	一、一五	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、四	一、一四	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、三	一、一三	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、二	一、一二	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋
一、一	一、一一	同	高橋已喜之助	高橋已喜之助	正宗	正宗	屋	屋	屋	屋

伊那税務署管内												原		諏訪郡		清水啓計	
一、三元	二、三元	三、三七	四、一畜	五、三元	六、三元	七、三元	八、三元	九、三元	一〇、三元	一一、三元	一二、三元	一三、三元	一四、三元	一五、三元	一六、三元	一七、三元	一八、三元
桃の井 伊那一沢ノ福澤	和嘉鶴松	老松	吉ノ松	岸正宗	菊水	白鹿	東錦	大國	菊桐	駒嶽	天龍	岸松	四大波宗	天松	岸松	天龍	一力
米屋 屋	正米屋	杉元屋	中屋		亀屋	前門屋	大松屋	屋	丸屋	北沢屋	松野屋			松野屋		千歳屋	
同 那	伊那田	同富	宮県	同近	西春	同里	同和	伊那	美和	同那	伊那	同輪	南箕輪	同輪	東箕輪	朝日	伊那富島
馬場 赤須東信	細田酒造合資 量信	山村	竹松治之吉	河野平十郎	山岸節三	戸安男	伊藤友士	宮安雄	中川七也	木下三也	田萬太郎	倉直則	日下弘人	山田直則	阿部利保	山岸節三	日野弘人

### 開花期の酒造番付と銘柄一覧

八三	三八	二九	一三	一五	三五	三三	三七	三九	二六	休造	三元	三五	三三	三三	三三	一六	一四	一九	一四	一四
亀長正宗	名	旭	小判正宗	富士泉	白千代	千代ノ花	新泉	新浪	美代花	花	朝日正宗	王者正宗	三天龍星	天龍峠	君	にまき	老	金	龍の水	
亀屋	月	叶	牧	一ヶ山	正宗	泉	八千代	天星	金峰	盛	龍峠	龍峠	季正之友	未廣正宗	う	代	松	時	白菊	
同	伊賀良	同	同	且	同	同	同	岡	新酒屋	花	久保田屋	らら屋	油	村田屋	久斯廻屋	開土酒店	菊廻舎	丸加屋		
仲田竹三郎				叶屋	本	屋	吉村酒店	大開土酒店	田	田	久保田屋	花屋	島	島	島	下川路	大鹿	同山		
同				開			条		田	田	上久堅	同	竜江	下川路	下川路	生田	同田	稻吹		
片山政吾									和田	平岡	大下条	同	同	同	同	栗沢	松尾	小熊谷		
金田									岡	岡	岡	同	森	林	関島周	前島隆俊	和一郎	平国太郎		
藤田									南島	花田	南島	同	松	尾	島光治	下沢又二	虎四郎	武夫		
佐々木									柳	田	柳	同	本	宗	造	栗沢和一郎	和一郎	小平		
吉村									合	清	吉	同	銀十郎	清	造	和一郎	和一郎	國太郎		
喜内									資	伝	忠太郎	同	勝太郎	同	造	和一郎	和一郎	和一郎		
吉									清	雄	吉	同	吉	同	造	和一郎	和一郎	國太郎		

### 開花期の酒造番付と銘柄一覧

豊	三七	壺	三九	靈	七一	壺	三三	壺	五八	正	玉	正	高原正宗	アルプス正宗	美吉野	ほろ酔
開運正宗	信	蔦大和正宗	朝日正宗	桐正	永	美須寿正宗	紀	雷鳥	月梅正宗	玉の蕊	富士の峯	今上正宗	銀鶴	—	玉波	筑府正宗
樂	紅葉宗	葉正宗	正	樂	笑龜正宗	正	文	文	正	の露	の峰	正	—	宗	原田屋	吉野屋
本中田酒店	本中田酒店	大和屋	—	—	嘉根滿	—	津多林	梅谷	清水	—	玉野井酒舗	子松屋	—	—	田中豊作	吉江藤九郎彦
中松山	中松山	芳本	同片	広同	同同	塩同	同同	洗馬	今井賀	同形	同多	波田	新伊代十	島立	波多酒造株	筑摩酒造株
水城健之助	中田亮	坂野	今朝市	合資丸永酒造場	小松曾右衛門	丸山紋一郎	味沢磯市	大門醸造株	熊谷兄也	百瀬藤十外一名	飯村喜市	百瀬音吉	麻田伊代十	江藤九郎彦	松本酒造株	龟井旭

六 九	一 一	三 三	五 五	七 七	九 九	一 一	二 二	四 四	六 六	八 八	十 十	休 造	秀 山	山 の 井		
		五 五	三 三	一 一	三 三	一 一	三 三	一 一	三 三	一 一	三 三					
		美 人 正 宗	有 明 正 宗	瑞 穗 高 正 宗	龟 の 井	同 握 手 大 平 洋 宗	葛 の 葉	葛 正 宗	龟 子 波	若 松 山	檜 ケ 嶽 満 面					
		浪 花	浪 花	正 宗	井	大 信 濃 島	酒 屋 西 屋	葛 山	龟 屋	若 松 屋	三 ッ 石					
		飯 野 屋		大 西 屋		安 葛 酒	葛 屋	龟 屋					吳 服 屋			
		同 倭 家	同 豊 科	有 穗 明 高	穗 西 高 川	烏 温 明 盛	小 温 温 倉	同 倭 家	南 安 梓	日 向	入 山 辺	同 鹽 尻	神 林			
南 安 曇 郡																
計		三 沢 仁	伊 藤 今 朝 市	飯 田 慶 司	豊 科 酒 造 株	丸 山 な み ゑ	矢 口 七 次	望 月 国 俊	等 々 力 正 晴	二 木 梅 丸 外 四 名	務 台 九 榮 次	松 田 昌 太 郎	梓 酒 造 株	藤 本 喜 一	村 山 亥 代 吉	

一 六	一 五	一 五	一 五	一 五	一 五	一 五	一 五	一 五	一 五	一 五	一 五	一 五	大 町 稅 務 署 管 内	全 管 計
泉 川 曲 黃 正 金 宗	清 旭 の 出	中 野 稅 務 署 管 内			姬 白 馬 正 宗	滝 桔 梗 正 宗	菊 玉 川	平 正 宗	松 大 角 屋	深 山 姫	大 黒 正 宗			
小 林 屋	清 原 澤 庫					滝 薄 沢	古 久 庄						同 第一 薄 井 合 名 大 町 釀 造 部	
川 田	同 上 高 綿 内	北 安 曇 郡	中 土	北 小 谷	南 小 谷	北 城	七 貴 染	同 同	池 田	松 川	常 盤		北 安 大 町	福 島 幸 重
小 林 常 二 郎	本 藤 恒 松	計		鷺 澤 松 太 郎	山 崎 酉 次 郎	下 リ 瀬 醸 造 株	姫 川 醸 造 合 資	池 田 醸 造 合 資	勝 山 馬 筱	大 町 酒 造 株	常 盤 酒 造 合 資			

### 開花期の酒造番付と銘柄一覧

### 県工業の中での地位

			下水内郡	計
三毛	今泉	角口屋	太田	村松源作
二三	老松	松屋	同	水野惣藏
二五	一	同	岡山	三、六七
五	泉川	已滝甌	水内	市川謙爾
				一八、一九
			島田英之	全管
				計

大正時代、本県工業の中で酒造業がどのような地位を占めていたか、次表は、各年代における生産額のベストテンを掲げたものである。明治以来大正にかけて、製糸業はすばらしい発展を見たけれども、その他の近代的な工産物は、総体として、まだそれほど発展はしていなかつた。発電所が相ついで開発され、それに依て鉄工場や化学肥料工場もおいおい建てられていつたが、いずれもまだ規模の小さいものであり、その生産量も工産物統計の上で高い地位を占めるまでには至らなかつた。要すれば、明日への土台造りといつたところであり、次第に、旧来の工産物に迫り、やがて、それを圧倒していこうとする体制づくりの過程であつた。

大正二年の統計において、二〇万円以上の生産額を持つものは、酒が群を抜いて第一位に立つてゐたが、それに続くものは醤油、織物、和紙、漆器、罐詰、菜種油類などであり、すべてが明治以来の繼承であつた。いざれも、江戸時代この方、自給自足經濟の農村の中で副業的に発生したものが、明治の新政をむかえ、大正の工場化時代に入つて、次第に專業化し、機械化しながら、その生産額を増してきたのである。おおかたは固有の工産物であり、自給自足的工業であつた。しかし、五年頃になると、少しずつ様相が変つてきた。まず真っ先に菜種油類が全く姿を消してしまい、寒天、肥料、木製品、製麦粉などが上位にのぼつた。自給自足的な工産物の在り方が、近代的な商品工産物へと変貌し始めたのである。

大正一〇年には、菓子が急激にその地位を高めて酒の座に迫り、和紙は最早や最低位におちて、菜種油などに次ぐ運命をたどつて

県工業の中での地位

大正時代、酒造業が県工産物の中に占めた地位（長野県統計書・単位円）

	大正2年	5年	8年	10年	15年
1 酒類	6,047,449	酒類	5,299,176	酒類	14,864,113
2 醬油	937,556	醤油	1,318,887	織物	3,757,460
3 織物	730,176	織物	1,172,473	醤油	3,686,519
4 和紙	383,836	寒天	611,114	漆器	2,837,992
5 漆器	270,181	木製品	582,115	和紙	1,908,960
6 鐵詰	269,823	肥料	501,358	木製品	2,341,598
7 油類	264,465	和紙	498,824	製麦粉	1,457,924
8		漆器	275,716	肥料	1,449,873
9 蚕網	(以下20万円に達せざるもののは略す)	染物	275,493	製麦粉	1,254,197
10		蚕網	270,683	疊糸	1,394,111
				和紙	1,065,044
				肥料	807,175

大正時代、製造戸数の変遷（長野県統計書）

	明治45年	大正5年	10年	15年
酒	434	454	418	406
醤油	373	374	324	不明
みそ	363	275	296	252
菓子	不明	々	々	2,196
物	不明	757	787	661
油	41	32	25	18
天器	198	144	149	186
漆器	242	266	254	209
寒天	不明	219	201	268
漆鑊	不明	1,122	2,283	3,542
木製品	3,674	3,466	4,012	3,892
疊糸	3,547	2,974	3,200	2,077
紙結	不明	々	2,312	2,099
和瓦	272	302	320	307

もう一つの史料、諸製造戸数の変遷を見ておこう。大正時代を通じて、酒、醤油、味噌、染物、漆器とともにその戸数を減じていったが、もつとも著しく減ったのは種油や和紙の製造戸数であった。その中には、時世の移り変りがもたらした斜陽産業もあつたし、酒や味噌の場合のように工場化、合理化に乗り遅れて転廃を余儀なくされたものもあつた。

その業自体が斜陽の場合には、製造戸数の減少がそのまま業界全体の衰退となり、乗り遅れのために転廃を生じた酒や味噌業界においては、そのことがむしろ残存者の規模を拡大させ、安定されることになるのであつた。

時勢とともに斜陽となり、工場化や工業化に乗り遅れて、固有産業面での業者が次第に減っていくのに対し、急速にその戸数を増大してきたのは鑊、菓子、木製品工場などであつた。斜陽となつて、亡びていった固有工産物は、おおかた農村の中から興ってきたものであり、入り替つて抬頭してきたものは都市に生まれる商品であった。いわば、今まで長く、農村の中の地主や有力商人を中心としてまわっていた農村経済が、本県工産物の枢軸

いた。かくて、大正末期におけるベストテンは酒、菓子、木製品、染物、寒天、足袋、麵類、味噌、肥料、漆器の順位となり、酒と漆器以外は全くその座を変えてしまつた。殊に木製品や寒天や味噌の上位登場が目立ち、明日への、本県工産物の方向を示唆し始めたのであるが、凍豆腐などは、まだ下位にとどまっていた。

を成してきたのに対し、こんどは都市部やその近接地帯に発生する商工業経済が、本県工産物の枢軸となり始めたことを、この製造戸数の変貌が物語つてゐるのである。

このような推移変貌の中で、酒造は終始先頭に立つていた。殊に、出超県となつた大正末期には、その生産額が初期のほぼ三倍にのぼり、それに続く各種工産物の生産額を遙かに引きはなした。昭和時代に入つて、あらゆる面での都市工業が進展し、そこからの生産物が県統計の上に大きくなつてくるまで、製糸を除いては、常に、酒造が本県工産物の王座を占めていたのである。したがつて酒造家たちは、それぞれの地域における最大、最有力の工場経営者であった。旦那様と呼ばれて地域の実力者となり、自治体の長となり、或は議政壇上に選ばれていくものも多かつたのは当然である。松本酒造協会の池上富三郎が「酒屋の倒産の多くは、頼まれて、借金の保証人になつたためではなかろうか」と語つてゐたが、それらも、地域における大きな経営者としての奉仕意識が、時に、そのような危険にも近づけさせたのであらう。

さて、本来は、酒造もまた農村地主の副業から発生した固有産業であり、したがつて、大正年代の農村工業から都市商工業への転換期にあたつては、斜陽としての試練に立たされたのであつた。その時にあたつて、江戸時代には庄屋となり、明治時代には戸長に就かされてきた、素封家としての地主酒屋の旦那衆が、もしも握り金玉で、昔ながらにじんぜんと時を過していただならば、或は先進酒造県に圧倒され、信州清酒は斜陽になり果てたかも知れまい。しかし、この郷土の先輩たちは「広島に続こう」「秋田に見ならおう」と、酒質の改善や販路の拡張に、懸命な情熱を傾けたのであつた。

## 都市の膨脹と流通圏の拡大

大正一三酒造年度について、灘五郷酒造組合聯合会が全国道府県別酒造高と、その県民一人当たりを調べたとき、長野県は「酒の余る」県になつていた。全国民一人当たりの平均が九升二合七勺であったのに対し、この郷土は一人平均一斗八合一勺に当る生産をあげ

大正13年、府県別酒造高と1人当たり表（灘五郷酒組聯調べ）

	造石高	1人当たり		造石高	1人当たり
森	18,056石	8合92	青山	79,849	100.90
形	26,167	20.00	知	142,872	143.70
愛	109,477	79.60	岡	160,409	72.30
静	78,739	57.20	重	87,427	52.50
三	55,065	90.30	阜	95,476	87.00
岐	87,675	79.00	野	79,196	71.30
長	98,281	70.50	鴻	177,800	108.20
新	61,841	55.40	島	161,763	88.50
広	99,140	33.10	口	251,372	158.60
岡	215,934	155.40	山	144,014	135.10
鳥	758,944	304.00	取	172,000	127.70
島	68,220	120.80	根	49,405	106.30
愛	80,546	103.50	媛	83,325	118.00
熊	73,389	111.40	本	149,901	134.00
福	54,695	91.20	岡	53,692	42.50
大	57,439	85.30	分	252,017	102.20
長	60,270	88.60	崎	118,132	133.70
佐	70,860	103.10	賀	50,017	42.10
宮	89,708	117.00	崎	94,075	139.30
	59,546	80.10		14,826	22.70
	153,759	54.30		総平均	5,292,464
	93,934	85.60			92.76
	87,448	99.10			
	173,666	120.70			
	135,423	138.70			

た。上表によつて全国の実態を見よう。最も大きく「酒が余つた」のは勿論灘五郷を持つ兵庫県であり、そこでは平均を三倍も上廻つたが、京都、広島、山形、秋田、山口、愛媛、大分、佐賀、岡山、奈良、石川なども、それに続いて、一升から五升以上の酒が余つた。それらにくらべると、余つたといつても信州はまだ六合に過ぎない。

それに対して、酒の足りない府県も少くなかつた。東京の如きは一人当たり一升を割る生産量しか持つておらず、神奈川、長崎、熊本、宮崎なども五升以上足りなかつたし、大阪、千葉、群馬、北海道地方も三升以上の不足であった。明治時代には信州を制覇していた新潟も、この頃には足りない県になつていたし、関東中部地方では栃木、群馬、埼玉、山梨、茨城、富山、静岡、岐阜など、総じて酒足らずの県の方が多かつた。かくて、余つた地方から足りない地方への移出競争が熾烈を加えたのは当然であり、この郷土の業者たちも、その境外に立つわけにはいかなかつた。

ところで、当時、この郷土 자체の中における郡市別過不足はどのような実態になつていたか、足もとの様子も見ておかねばならない。まず大正二年頃と、末期における姿とを対比するならば、その初期には県民一人当たりの生産量九升一合に過ぎず、全国平均を遙かに下廻つていたが、一九年には一斗一升五合となつて、大きく上廻るに至つた。このことは当然の結果として、東京の市場を初め酒足らずの県への販路拡張を目指し始めるとともに、県内自体における販売競争のきびしい展開ともなつた。県内にも大きく酒の余る地方があり、大きく足りない地方があつたからである。總体としては既に有り余る県であり、移出超過となつていたが、地方別に見れば著

しく足りない消費市場もあつた。そこを狙つてもまた、販売戦線が展開されたのである。

大正年代、この郷土にあつては、農村部も都市部も製糸業を中心として非常な変貌を遂げた。明治の後期から、年々幾十というほど建てられていった製糸工場が、農村人口を急速に吸収し、それの集まつた地方が新興都市としてふくれあがつたからである。明治三一年には、人口一万以上の都市は長野、松本、上田、飯田、上諏訪だけだったのに、四三年には、伊那、赤穂、平野がセリ上り、大正九年には須坂、下諏訪、小諸、丸子、伊那富、川岸が登場した。いざれも製糸工業地帯であり、それらの都市膨脹にしたがつて、農村人口が年を追つて減少した。明治一八年には県人口の九〇%を占めていた農家が、四三年には八〇%に減り、昭和五年には六二%に落ちこんだ。

この変貌が、酒の流通面に大きな変動をもたらしたのは当然である。大正年代には、各都市とも競つて酒造りが増大したが、急速に

人口のふえていく地方では、それでもなお不足を告げたし、酒造りがふえてから、むしろ人口流出の激しい地域では、酒

が余るという現象をひきおこした。別表によつて、各都市の酒生産量とその地の住民一人当たりを見よう。大正初年において、一人当たりが全国平均の一人当たり消費量一斗弱を上廻つたのは南佐久、上下伊那、南北安曇であつたが、大正末期になると、東筑や北佐久も上廻つてきた。ところが、その時期になつても依然として酒の足りない地方が少くなかった。西筑

摩や埴科の如き、郡内の生産では一人当たり五升台しかまかない得ず、長野、更級、上下高井、小県、下水内、松本などもかなりな不足であった。

この表では、諏訪が足りない地方になつてゐるけれども、これは例外と見なければなるまい。ここでは大正時代一五年間に六万四千人の人口がふえてゐるため、一人当たり平均は

大正時代、郡市別造石高と一人当り（長野県統計書）

	大正2年			大正15年		
	造石高	人口	一人当	造石高	人口	一人当
南北佐佐	14,214石	66,386	212合	19,573	72,695	269
小諏訪	8,013	87,632	92	14,295	93,657	152
上伊那	9,882	139,120	71	11,884	150,169	79
下伊那	9,721	109,400	90	17,159	173,576	199
西筑	13,785	129,458	106	16,746	144,019	117
東筑	15,358	150,528	102	23,343	174,724	151
南北安安	2,824	48,571	58	3,218	57,809	56
南北安安	10,924	138,066	79	20,665	129,886	160
南北安安	7,005	55,277	127	8,442	56,756	148
南北安安	7,580	55,352	137	9,967	58,513	170
南北安安	4,508	82,612	55	5,642	75,393	75
南北安安	2,483	58,524	43	3,014	53,344	57
南北安安	3,998	55,094	73	4,655	58,547	81
南北安安	5,219	62,074	84	5,029	63,414	79
南北安安	9,388	129,814	72	10,665	101,815	104
南北安安	3,393	35,260	96	3,193	34,854	91
南北安安	2,783	40,258	69	4,200	66,152	64
南北安安	3,639	39,090	93	5,717	61,847	83
合計	134,717	1,482,516	91	187,531	1,629,217	115

大正後期の1人当たり酒消費量（県酒聯調べ）

税務署別	大正8年	9	10	11	12
野	97合	102合	101合	96	94
田	100	99	99	99	98
田	96	96	102	102	100
訪	90	91	90	78	99
那	102	95	106	111	97
筑	118	101	108	105	106
本	89	120	131	131	135
町	114	101	117	127	118
野	146	123	126	96	93
均	83	88	97	106	105
長	103	102	108	106	105
岩					
上					
伊					
飯					
西					
松					
大					
中					
総					

九升九合になつてゐるが、そのほとんどが酒を飲まない女子工員であったことを思え  
ば、諏訪もまた南北佐久や上下伊那とともに大きく酒の余る地方であった。東筑摩や上  
水内が末期に至つて、かなり酒の余る地方になつたが、これは松本市や長野市への人口  
流出が甚しく、東筑では八千人の人口が減り、上水内はもつと激しく二万七千人もが  
減少したからである。

いずれにしても、大正年代を通じての県内における清酒販売戦線は、都市膨脹に依る  
消費地様相の変貌にしたがい、上表の、酒の余る地方から、足りない地方へと展開され  
ていった。そして、その間に産地が形成され、名のある酒が全県的な販売網を築きあげ  
ていつたものである。

さて、ここでもう一つ、大正年代における各税務署管内別の、実際消費量の変遷を見  
ておこう。県全体としては一〇年頃がピークで、一人平均一斗八合を飲み、その後は次第に下り坂になった。地方別では、松本地方が  
最も大きく消費し、しかもその上昇を続けていた。ついでは大町、木曽、飯田、上小地方に消費が多く、中野や長野地方は少なかつ  
た。県内市場が全体として減り始めたのは、主として蚕糸業の不況が影響したものであり、カフェーなどが流行して、ビールや洋酒の  
進出が目立ち始めたことにもよろう。地方による消費量の格差には、その地区における業者たちのPR活動によるものもあったのであ  
り、おいおいPR時代がやってきていたことを物語つてゐる。

## 中央進出へ、いばらの道

明治から大正にかけて、県下の都市部が膨脹し、信州清酒が地域流通から次第に広域流通へ移行していく過程の中で、各地醸造家た

ちの販路拡張への道は、決して坦々ではなかった。西筑摩酒造組合が、既に明治末期の総会で「更級方面、或は安筑地方へおいおい販路をひろげ、木曽酒も活況を呈してきた」と報告しているが、大正時代に入ると、各地で販路拡張戦が始まり、その防衛戦もおこってきた。

〈井出今朝平自伝〉大正二年に酒について大事件がおきた。当時長野へ進出していた佐久の酒は、木内、伴野、大塚と私の四軒で、長野を佐久の酒で風靡していた。七月十二日の祇園祭を控えて、大量の注文を受けて送った。その頃伊那であったか、諏訪であつたか、ホルマリンの混入があつたという事件の時であつたが、県衛生部が抜き打ち検査をしたところ、長野地方で、家の酒がホルマリンと同じ反応を呈したといって、販売を禁止され封印を捺されてしまった。そこで私は大塚、伴野、木内と四人で出県し、警察部長と県知事に陳情したがどうしても解除してくれなかつた。仕方なく、名古屋の監督局長にたのんで、醸造試験所の技師と立会い試験をすることになつたが、技師が派遣されてきても、県庁はどうとう承知しなかつた。

そこで四人で新聞廣告を出し、県庁が不当の処置をしたと公開状を発表して県と戦つた。県議会でこれが問題になり、詰問するところになつた。県でも自信がなかつたものか、東京の衛生局へ試験を依頼した。その結果何の反応もなかつた旨を手紙で知らせてくれた。県酒造の会長であった長野の藤井伊右衛門氏が県との仲に立つて、円満に白紙へ戻し、販売禁止は解除され、この事件も結局竜頭蛇尾に終つた。一年近い封印が解かれてみたところ、酒は少しも変らないで品質がよかつたため、家の酒を扱つていた栗田さんの信用を強くする結果となつた。

ホルマリン入りの酒（木香を装う為に県他でも行われた）だということで、伊那や諏訪でも問題が起り、結局は何んでもなかつたというところを見ると、当時、そんな風評が所々におこつたものである。その裏側に、頻りに進出してくる「よその酒」に対して、防衛のための風評立てをするというようなこともあつたことを偲ばせていく。おたがいに、そうしたいばらの道を乗りこえて、販路の開拓がおこなわれたのである。松本地方の酒造家が、力をあわせて市内のキナパーク劇場を買い切り、地元消防衛のための大々的な「飲み放題、無料サービス大会」という新趣向の販売宣伝をおこなつた（池上富三郎、山崎良三氏談）のも、大正年間のことである。

大正八年から移出超過となり、生産県に転じた信州清酒が、いつ頃からどのような手立てをつくして、東京進出を始めたかは明らか

でないが、生産県に転じたちょうどその頃から、昭和初頭にかけて漫性的な不況期をむかえたため、大手のメーカーたちは好むと好まずにかかわらず、中央市場の開発にむかっていかなければならなかつた。信州味噌の東京進出は、大正一二年の関東大震災が一つの画期であつたといわれるが、酒の場合にも、そのことが考えられていいだろう。大正一三年一月の『全酒聯情報』が「東京は目下一般に品薄にて、相場は日々奔騰の気配を示せり。震災直後、近県より地廻り物市中に集まり、相当の相場に消化せられたれば、関東地方の酒造家は品切れとなり、東北地方物の輸入を見るに至れり」といつてゐる。

その品不足を狙つて、県下の業者もまた東京進出のきつかけをつかんだ。諏訪地方の酒を最も早く中央へ持ちこんだといわれる村上陽は、「大正後期、親戚つきあいをしていた新川の問屋へ、ほんの僅か持つていつてたのんだのが始まりだ」といつてゐる。ついで昭和の初めには、宮坂高明も東京進出を目論んだが、「歌舞伎座を買い切り、全部に一升ビン三本づつの土産づきで客呼びをやつただのだけれども、何しろ、信州の酒などというものを聞いてもいないというようなことで、初めは大変な苦労をした」(宮坂宏光氏談)といふ。

中信酒造組合が、中信醸造株式会社を興して、中央進出を策したのも大正後期である。社長小松伝吾、役員池上富三郎、飯田慶司、百瀬栄、望月国俊、降旗大耕らの陣容をととのえて、東京神楽坂に支店を設けて直売を始めたのだが、結局は大きな成果をおさめることができず、貸し倒れがかさなつて、昭和の恐慌の中で倒産した。こうした先人たちの、幾つかの苦斗を乗りこえて、信州清酒は進出していつたのである。

中央進出を目論み、懸命な販売拡張戦を展開したのは、勿論信州だけではなくいすれの生産県もが競い立つたのであり、ついには物凄い景品づきとなつて、東京市中の販売業者たちを苦痛に追い込む結果とさせなつた。昭和二年九月、東京酒類商同業組合長津谷一治郎が、つぎのような懇請書を全酒聯会長宛に送つてきたため、全酒聯ではそのことを全国の業者に移牒し、醸造元の自肅を促がさなければならなかつた。

△製造元へ懇請の件△ 消費者に対する製造元の景品添付が、製品の宣伝とともに多量の需要を喚起することに在ることは申すまでもこれ無く、製造元のために最も有利なる方法と考察仕り候。然れども一般製造元が皆かくの如き擧に出でられるときは、只いたずらに需要者を悪化するにとどまり、却て悪結果を招来するに過ぎざるべしと愚考仕り候。又一面、販売業者においては只繁雑なる手数を要するのみにして、一般商品の販売に大なる影響を及ぼし、特に突如景品付を発表されたるとき、現にその商品の売残り豊

## 大正時代の県内各駅清酒発送量 (長野県統計書、単位トン)

信越線 大正5年 6年 10年 15年					大正5年 6年 10年 15年				
軽井沢	0	0	1	1	稻荷山	23	37	66	42
沓掛	0	6	0	8	大糸線				
御代田	2	8	30	13	北松本	118	64	251	69
小諸	442	614	991	648	島内	0	0	4	26
田中	15	13	28	41	梓橋	9	0	216	58
大屋	18	9	55	19	一日市場	19	15	29	34
上田	71	70	358	139	豊科	14	7	45	8
北塩尻	0	0	24	3	柏矢町	37	0	3	4
坂城	12	13	22	15	穂高	11	3	51	34
戸倉	9	28	15	6	有明	4	6	34	9
屋代	23	36	139	124	池田松川	4	6	181	61
篠ノ井	30	25	26	14	信濃大町	10	6	80	11
川中島	0	3	4	37	小海線				
長野	270	480	540	273	大正10年 15年				
吉田	44	146	136	5	岩村田	237	452	10年 15年	丸子電鉄
豊野	8	14	62	1	中込	1,658	1,319	丸子 11	18
柏原	684	921	881	625	三反田	70	33	長瀬 7	30
中央線					羽黒下	60	14		
富士見	35	50	127	51	佐久穂積	204	221		
青柳	8	9	5	11	大正15年				
茅野	57	35	535	205	飯山線				
上諏訪	692	947	1,368	704	信州浅野	7	松代		河東線
下諏訪	12	29	72	18	上今井	39	綿内		
岡谷	95	97	163	163	替佐	5	須坂		
辰野	63	63	596	6	飯山	165	小布施		
小野	8	5	44	27	戸狩	18	信州中野		
塩尻	109	131	602	417	桑名川	4	木島		
洗馬	1	0	2	0	西大滝	14	その他の線		
奈良井	3	5	3	0	横倉	3	信濃荒井		
籠原	9	1	4	2	森宮ノ原	10	波多		
宮越	3	0	0	0	大正15年				
福島	61	80	58	62	飯田線				
上松	4	3	85	23	伊那松島	99			
須原	6	11	4	0	伊那北	173			
野尻	2	2	2	0	伊那町	20			
三留野	12	14	56	8	沢渡	8			
篠ノ井線					宮田	47			
村井	0	1	29	29	赤穂	17			
松本	286	373	777	592	飯島	14			
田沢	7	10	0	0	七久保	32			
明科	86	69	111	109	元善光寺	14			
西条	7	6	28	35	飯田	226			
麻績	18	3	0	10					

富なる場合は、その商店は残品販売につき別に添付景品を仕入れざるを得ざるに遭遇することも多々これあり候。いわんや景品を他より仕入ることを得ざる性質のものなるときは、ついに前記完残り品は販売すること能わざる状態に陥る次第に候。以上は販売能率を減退し、販売業者の利益を滅殺さることにも相成る次第に候えば、製造元の景品添付これなきよう懇請仕り候。

大正一五年の県内各駅における清酒発送量を見よう。県内流通、県外移出のすべてをふくむものであるが、郡別に最も多いのは南佐久、松本市をふくむ東筑摩と諏訪がこれに迫り、ついで上水、下水、北佐、上伊、小県、下伊、埴科、南安、上高井、西筑、更級、北安、下高の順序になつていて。駅別には中込の一、三一九トンが先頭に立つて断然リードし、上諏訪の七〇四トン、小諸の六四八トン、柏原の六二五トン、松本の五九二トンなどがこれにつづき、一〇〇トン以上の出荷駅は塩尻、長野、岩村田、佐久穂積、茅野、伊那北、岡谷、上田、飯山、明科の順で十一駅を数えた。別表の大正時代の出荷状況を見ると、その背後地における酒造業者の盛衰興亡のあとが偲ばれる。

別表を見て驚ろかされるのは、その量が決して多くはないのに、殆んどの駅から発送されていることである。このことは、極めて小規模な酒屋でも、汽車で運ばなければならぬほどの遠方に幾軒かの小売店を持つており、それが比較的農村部や小さな町に多かつたことを物語つてゐる。身の廻りでは、大ていの酒造家が直接小売に力を注ぎ、そこでは余り小売店を必要としなかつたから、多少なり売り捌きをふやそとすれば、汽車に乗せて、かなり遠くに小売店を持たなければならなかつたのである。それに、その頃は従業員が年季奉公の習わしであり、一定の契約期間をつとめあげると、その間は無給であるが、そのかわり「暖簾をわけてやる」といつて、適当な場所に店を持たせてやるのであつた。それを支店とか分店とか呼んで、次第に販売網をつくつていつたのである。

県内の大手業者が、頻りに東京進出を策していた大正末期から昭和初頭の頃、県酒聯でも、中央における取引市場の実態調査を行ひ、次のような報告をしている。

#### △東京での取引実態△

ここでは四つの方法がおこなわれてゐる。一つは、有力な酒問屋に委託して販売するもの。二つは、醸造元が直接支店または出張所を設置し、市中の小売人を販売先としているもの。三つは、各地方醸造元が市中仲買人を通して販売するもの。四つは、醸造元が直接市中小売人に販売するものであつて、現金取引は、値段が常に市価を大きく下廻るため、殆んどが延仕

切であり、問屋では荷物引渡後二、三ヶ月の仕切計算として、この間、内金払いを受ける方法と手形決済の方法が用いられる。市中小売人との取引は、担保を受けるなどは極めて稀れで、おおかたは信用取引であるが、外交員の手腕がよければ、大体月末の決済ができる、仲買人を通す場合は一、三ヶ月の間に月々内金払いをうけるのが一般である。

### 全酒聯長野大会とデモクラシー

大正一四年（一九二五）五月二二日から四日間、全国酒造組合聯合会の第一二回大会が長野市にひらかれた。当時、長野県酒聯は会長藤井伊右衛門、副会長野原文四郎、評議員市村連、飯田慶司、赤須東吾、西尾豊次郎、沓掛正一、塩入治右衛門、原治助、小松銀之助、技師中川鯉太、技手大畠善太郎、幹事畔上日義、松本喜久雄、書記山本和夫らによつて運営されていたが、全国大会を迎えるために副会長を増員し、市村連がえらばれて、専ら大会の世話をあたつた。

折から、全般的な景気低調の中で、酒造業界もまた不振を免れなかつたが、しかし、新興勢力として開花期に立つていた信州は、満を持して将来にそなえている時だつたので、全国から集る千余人の酒造家をむかえた。善光寺における全国酒造関係物故者の精靈法要も盛大にいとなみ、長野市や視察地の松本における歓迎園遊会も花々しく行われた。大会は県會議事堂で評議員会、長野中学校講堂で総会をひらいて、「酒造税増徴の説あり、これを阻止しよう」（山梨県酒聯提出）「本会に酒造法並びに関係法規の根本的改正を期するための調査機関を設け、その結論を政府に建議すべし」（石川県川辺郡酒造組合提出）「政府が税制整理のための調査機関を設ける場合は、その機関に酒造家代表も加えるよう要求しよう」（石川県酒聯提出）「酒類販売業者を免許制度とするよう建議すべし」（宮城県酒造組合山口県酒聯、広島県酒造組合提出）「経済界不況につき、所得税標準率低下運動をおこそう」（石川県酒聯提出）など、数々の建議案を決議した。

しかし、この大会で最も大きく取りあげられたのは、税務行政の民主化についてであった。大正時代は、一般に「大正のデモクラシイ」と呼ばれているように、わが国におけるデモクラシー運動が、ほうはいとして興ってきた年代であった。社会主義運動が世相をお

おい、個人主義、人権尊重の思潮がいろいろな形で展開され、工場には労働争議が起り、農村には小作争議が頻発した。明治以来、税務行政の官僚ぶりに泣かされ、ほとんど人権無視の臨検に抵抗し、時には流血事件さえひきおこして、いた酒造家たちが、デモクラシー運動の盛んな時代をむかえ、その民主化を大会の議題に大きくなげたのも当然である。この大会に提出された民主化建議案の一つは、山梨県酒造組合からの「造石税申告制度の採用をその筋に建議する」件であった。

一、造石税申告制度ノ採用ヲ其ノ筋ニ建議スルノ件

(理由) 教育ノ普及人智ノ開発及時代思潮ノ変遷ニ伴ヒ法律遵守ノ義務觀念ハ相當發達普及セラレタルコトハ今更縷述スルノ必要ナク、之レヲ過去ノ事績ニ微スルニ酒造税法ヲ廣義ニ解釈シテ其ノ取扱振リヲ容易化シ當業者ノ人格ヲ尊重スルニ從ヒ、犯罪事

項モ亦從テ次第ニ減少ノ趨勢ヲ示セルコトハ統計上争フベカラザル事實ナリトス。故ニ政府ハ此ノ既往ノ事實ニ鑑ミ租稅行政上ニ一大改革ヲ加ヘ、當業者ノ責任觀念ノ發達ヲ善用シテ造石税申告査定制度ヲ採用シ以テ、其ノ自覺ヲ促進スルノ機會ヲ作ルノ要アリト信ズ

明治時代と違い、もはや、酒造家にも法律遵守の義務觀念が徹底してきたし、酒税法の解釈をだんだん廣義にして、人格を尊重するようになってからは、酒造りの犯罪も次第に減ってきて、いるのだから、この際、むしろ民主的な造石申告制度に改めて、業者を信頼し、納税の責任觀念を高めるようにすべきではないかという主張であり、大会の決議を以て、それを建議しようという提案であった。同時に、京都府酒造組合聯合会からは、「税務監督局の特別監視を廃止すべし」との建議案が提出された。はつきり犯罪をおかしているとわかった場合は格別として、正業者の蔵にまで突然臨検し、その上、杜氏部屋にまで押し入って捜索するのは、税務民衆化の趣旨に反するばかりでなく、時代に逆行するではないかとの、烈しい叫びをあげたのである。

二、税務監督局ノ特別監視廃止方ヲ其筋ニ請願スル件

(理由) (1) 一般酒造業ハ所轄税務署ヨリ常時厳重ナル検査監督ヲ

受ケ居ルニ不拘、更ニ税務監督局ヨリ特別監視ト称シ數人ノ局員同行シテ突然臨検シ、製造物ノ内外ハ勿論或ハ店舗ニ上リ或ハ杜氏部屋ニ入り総テノ帳簿書類ヲ搜索シ、恰モ

犯則者ニ対スル如キ態度ヲ以テ検査サルルハ正業者ノ甚ダ

苦痛ニ堪ヘザル処ナルヲ以テナリ。

(2) 犯則アル場合ハ格別、既ニ酒母醪ノ検査ヲ省略サレ申告

査定ノ促進ヲ高唱シツツアル今日、依然特別監視ヲ執行サルハ税務民衆化ノ趣旨ニモ反シ、聊カ時代ニ順応セザルヲ以テナリ。

その叫びは切実であるとしても、建議文中に「いささか時代に順応せざる憾みなき能わざ」などと、言葉をやわらげていつているあたり、酒屋衆の主張ぶりはなお控え目であり、腹の中では、依然として税務署が恐わかつたのである。とことんまで突かれれば、仲間のなかにも睨まれる者が絶てなかつたからであろうか、両者の関係は、いつの時代にも、まことに宿命のような姿であった。それにしても、この長野大会において、これら民主化の要請が叫ばれた事実は、業者の中にも、「大正デモクラシー」の思潮が、根強く低流してきていたことを物語つてゐる。しかし、それは税務署にとつては捨てておけないことがらであり、適当に、綱を引き締めていかなければならぬのであつた。長野大会の一年後、飯田税務署から下伊那酒造組合に対し、次の命令書が発せられた。

## 命令書

下伊那郡酒造組合

む) 提出すること。

一、組合又は組合員において、酒造場ごとに検査室及び検査に必要な器具器械被服カバー等の設備をなし、これに要する消耗品等を負担するること。

二、組合事務員又は組合員をして、左に掲ぐる事務の補助をなさしむること。  
 (1)査定又は検査事務につき、その都度補助をなし又は必要に応じ下調べをなし、収税官吏に提示すること。  
 (2)組合員より税務署に提出すべき書類等にして、税務署の指示した場合においては取りまとめ検査をなし(保証人の資力下調べを含

(ア)造石税調達の状況を調査報告し、かつ納税督励をなすこと。  
 (乙)検査及び取締に必要な事項の伝達をなすこと。

三、その他特に必要と認めたる事項

四、毎酒造年度間の組合における設備及び補助に要せし経費を調査し、毎年十月五日までに税務署に報告すること。

右酒造税法第三十五条の三、第一項及び酒造税法施行規則第四十三条の三、第一項により命令す。  
 大正十五年五月一日

飯田税務署長司税官豊田勇吉

長野大会における「造石申告制に関する建議」や「特別監視の撤廃要求」が容認されるどころか、かえつて、税制を再確認し、それを厳重に励行するための命令書が出されたのである。改めて、このような命令書が出されなければならなかつたということは、その裏側に、命令書に抵抗を示し、ともすれば、取締りのむずかしさがおこつてきていたからにほかなるまい。

そして、このよくなきびしい検査の在り方は、こんにちもなお連綿と続けられているのであり、酒造家の事務所に働く女性の中に

は、多少大袈裟に「私たちまで、ぬがされるような検査ぶりを」と、時に、そんな声さえ聞かれるのである。伝えられる如く、今日でも酒ぐらの中に、なお比較的封建性が強く残存しているとすれば、このような税務行政とのからみ合いの中で、つちかわれ、残存してきた歴史性も、その要素の一つとなっているのである。

## 小売、掛取り、樽拾いの話

大正から昭和にかけても、まだ、おおかたが地域流通であつた時代には、酒の小売り捌きは、むしろ酒造家の「造り売り」がハバをきかせていた。酒蔵の一角に「見世」を構え、そこへ買いにきた需要者たちが、その場で一杯引っかけては、酒樽をぶら下げて帰つていつたのである。家々では「酒屋へ酒を取りに行く」といつていた。酒屋は店員もあり、樽拾いもいて、お得意広ろめや樽集めにも忙しかつた。

容器は、客の方から持つてくる場合もあつたし、酒屋が樽や徳利を貸す場合もあつた。初めは、配達販売というものはまだ無くて、欲しい人の方から買いにきたものであり、盆暮に「勘定に参りやした」といつて支払いにくるのであつたが、段々配達が始まり、勘定も盆暮だけではなく、四季集金に変ってきた。配達売りが始まつたのは、販売競争が激しくなつたからであり、四季集金になつたのは、酒税が四度払いなのに、集金が二度ではやり切れなくなつたし、勘定を大きくためてしまふと、集金がしつくくなつたからでもある。

その頃は「酒屋へ、酒をかいに行く」とはいわないで「酒屋へ、酒を取りに行つてこい」といつていた程だから、酒というものは、現金を出して買うものではなく、取り敢えず「取つてくる」という考え方だったので、あとになつての、掛け取りは大変な仕事であつた。不況になると、その回収が出来ないために倒産したものも少くないのである。

灘や伏見あたりの本場酒が入つてくる四斗樽に、自分のところの酒を一ヶ月ぐらい入れておいてから売り出すと、ほどよい「木香」

がついて、大いに客に喜ばれた。外側が白味で内側が赤味の、吉野杉で造られた酒樽だけが獨得の木香を移してくれる所以であり、信州の酒造家たちも、その樽を入手するのに努力した。



菰かぶり（下）から一合マス  
二合マスではかってビンへ。  
菰かぶりの斗樽がわりに陶器  
を使った頃もある。

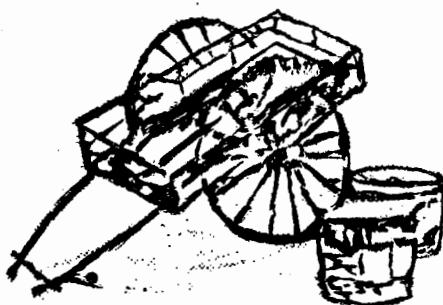


小売店で余りひどく玉を入れるのがわかると、造り酒屋が卸すときに思  
い切り水を割ってやり、小売店が、  
例によつてまたそれに水を割つたた  
め、ひどい酒になつてしまつて、お  
客に小言をいわれたというような笑  
話も残つている。

小売店は多く兼業で、いろいろな  
ものを売つていたから、酒売りだけ  
に大きく力を注ぐということもでき  
なかつたので、自然、酒造家自身が  
店売りに力を注いだ。どこの家に婚  
礼があり、どこの家に法事があると  
いうような情報集めに心をくぱり、  
それを聞きこむと、早速店員がその

△松本、ある古老の話△ 小売りの時には、玉を入れるといい、適当に水を割つて売るのだが、店々によつて、このくらいかナ、  
このくらいかナと、売る方が一と口飲んで見ては度合いをはかるのだから、良心的にやるところと、たいていにやるところでは酒質  
もまちまちになつてしまつた。だから、酒値が高かくなり、或は酒の出廻りが少くなると、つい水を多くまぜるのが人情となつた。  
大正時代には、信州酒もだんだん評判をとつてきたから、そんないい頃加減な水割りもできなかつたが、それでも、自分の造り酒を

樽集めの格子車  
(え、矢高行路)



家へ出かけていつて、セールスをやる。値段なども、結局は店々の勝手だったから、たいていな値段で話合いをつけ、場合によつては店員がお勝手元にあがり込んで、宴会のお燶役をひきうけて、サービスにこれ努めることもあつた。

小売りには、店に菰かぶりの斗樽を据えておき、下の栓口から流しとる酒を一合、二合、三合などのマスにうけてはかり、ジョウゴをあてた酒樽や徳利に移しとるのだが、そのとき、お客様の目の前で「お宅は、しそうちゅう買って頂くから」というようなことをいつて、幾分口からこぼれるほどにしてやると、ニコニコして帰つて行き、それが店の評判になつたりした。

△飯田、田口政次郎氏談▽ 景気の悪い時には三年酒、四年酒まで残つたから、減茶々々

に値が崩れてしまつた。四〇円の税金がかかる酒を四一円で売つた経験がある。そうなると、卸売業者なども威張つてきて、桶買いの場合、桶にのぼつて尺をはかるようなことまでする。こちらを疑がつて、税務署でさえやらないような量調べをした上で、仕入れていつた。

△北佐久、岩下佐市氏談▽ 斗樽は卸しや遠方へ運ぶもので、店売りは二升入りのミニ樽ぐらいで買うものが一番多かつた。一升五合ほど入る白鳥徳利という首の長い徳利があり、それを入れる酒袋というものがあつて、よく、それを天秤棒につるして買いに来れる人がいた。筒袖に尻はしょり、編み笠をかぶつてワラジばきといふいでたちの、そんなお客様が来たのを今も忘れられない。店先で一杯引つかけてから、二升樽や三升樽を馬の背に積んでいく人が多かつた。

△木曾、西尾亮三氏談▽ 磬や伏見の本場酒を入れてきて、料理屋などで空いた四斗樽を一度目の樽なら一アキと呼び、二度使つたものなら二アキ樽といつたが、そのアキ樽を譲つてもらつて、自分の酒を一ヶ月ぐらい入れておいてから売り出すと、実にいい木香が移つて飲み心地のよい酒になつたので、みんなそれをやつた。殊に一アキ樽の木香がよいので、私なども名古屋や中津の大きな料理屋から廻してもらい、それを仲介する業者もいた。木曾谷にもところどころの村に桶屋がいたので、地元の杉で樽を造つてみたが、酒がひどく赤くなつてしまい、アクが強くなつて駄目だつた。

△飯田、小塩禄郎氏記▽ 「雪の日や、あれも人の子樽拾い」の句も若い人にはもう通じない。この地方では樽のことを「やな」

といったから「やな集め」とか「樽集め」とかいえばわかる。只今の小型四輪車や三輪車が流行する以前にはリヤカーというものがあつたが、それが使われたのは割合に短く、明治大正から昭和にかけた頃には、遠州車とか地出来の楓製の車に格子を乗せて歩く配達車が長く使われていた。

そこで「やな集め」のための「やな掛け」の構造だが、しゅろ繩の径二分五厘位いなのを六尺に切って十本揃え、その中央のところ六寸程を麻繩で千段巻きに巻きたてる。そして、その六寸ギリギリ巻きの真中をグイと二つ折りにして、その環状になつた根本を一緒にして堅く結束すると、大きな「ち」になつて、何んのことはない二十本足の蛸と思えばいいのだが、その頭の部分が「ち」になつていると思えばよいのである。その二十条の繩のれん様の各先端は肉厚の竹片（長さ二寸、厚さ一分、幅三分）の真ん中に穴をあけてしゅろ繩を通し、その先に縛りコブを造つて抜けないようにする。この構造のものを一隻作つてこれを天秤の両端にぶらさげて出掛ける。「樽はおあきでご座いましょうか」で貰つた樽は、径一寸の栓穴にこの竹片を縦にして挿入し、グイと引くと繩と竹片とはさかさの丁字型になつていつかなヌケて来ない。かくして順次、樽の集まるにつれて前、後と交互に本数を加えて行くと、パラシュー卜の開いたのを逆さにしたような格好になつて、ガランゴトンと音をさせて路面を大きく占領して歩いたものだ。帰つて来て樽をはずすときは、藁しづを細長い輪につくり、これを差入れて竹片の一端にひっかけて引上げつつ主軸になつてゐるしゅろ繩を押込み気持ちになると竹片が縦に立ち、ワケ無くぬけて來るのである。

樽集めに出る時は、鳥打帽だの地下足袋ではどうしても調子が出ず「板笠と権造わらじ」でなくてはダメだったので、十八、九の若僧の私はちょっと下腹のケだるい思いをしながら、敢てそういういでたちに身を固めた。戦前はこんにちほど壠詰めが幅をきかさず、酒屋や醤油のデッヂは、麻の大風呂敷に三升樽、五升樽をクルクル巻きの「巻き背負い」に背負つて、テクつて配達したものだ。いくら精根尽してタル拾いしても、年末には相当新タルを追加補充しないと廻りがつかなかつた。暮迫つて忙しいのに、新タルには“焼印”をしなくてはならない。青銅の焼印をコンロに突込んで焼き過ぎるほど焼き、はじめの五、六本はパツとタル面から焰を発するほど焼いても、その“焼き”を三十本押すだけもたせるのは仲々だつた。巨大な“五合硯”に墨をすつて屋号を夜なべに書いたが、硯墨がよく凍つて始末のわるい夜更があつた。

街の店々が配達を始めたのはよほど遅くからのことと、それ前は近郊から背板で取りに来てくれ、盆、暮れには御通と、筆太に表紙いっぱいに書いた「通」を携えて「御勘定にあがりました」といつて来られたもの。その通帳の表紙は勿論舶来紙なぞでなく、台

紙（美濃判四ツ切大・横に二分して、背折りにしたもの）であるが、貼り板に美濃紙を三枚ずつ糊貼りにして乾しながら茶碗の横腹でコスつて光沢を出したものであった。ともあれ、お勘定に来られると「御苦勞様」といって帰つてもらう。ところがそのうち、こちらが請求書をもつて勘定取りに廻るようになつた。私は町うちの掛取りに、「つけ」（請求書）を二百五十通持つて走り廻るのに、勘定済して立ち去る掛け小僧のあとから「御苦勞様！」をあびせかけられる家が、たつた二軒しかなかつたことを覚えている。「金を払つてやつたんだから、お殿様なんだ」となるんだろう。高さ四十吋、胴の直径二十吋程のなつめ型の掛け提灯。これはネオンサインや螢光灯で、不夜城になつてもしばらくは交錯して尾をひいて残つていたけれども、今や、痕跡も残骸もなくなつてしまつた。三月、六月、九月、十二月を“四季晦日”といつて特に重点的に力を入れてキリをつけて走り廻つたが、大歳の晩は今までもないが六月の短夜などに店によつては、片端難癖をつけて値切つているので、掛け小僧は泣き顔で抵抗を試み、掛け提灯が六つも七つもたまり、まだアト沢山廻らなければならないので、その列の尾端に立つてジラジラ値切られるご同役に同情しつつ、地団駄を踏んでいて、とうとう我慢しきれず「又のちほど」といいすて近所を廻つて再び戻つて来て見ると、提灯の数は更に増していたのは驚いたことがあつた。

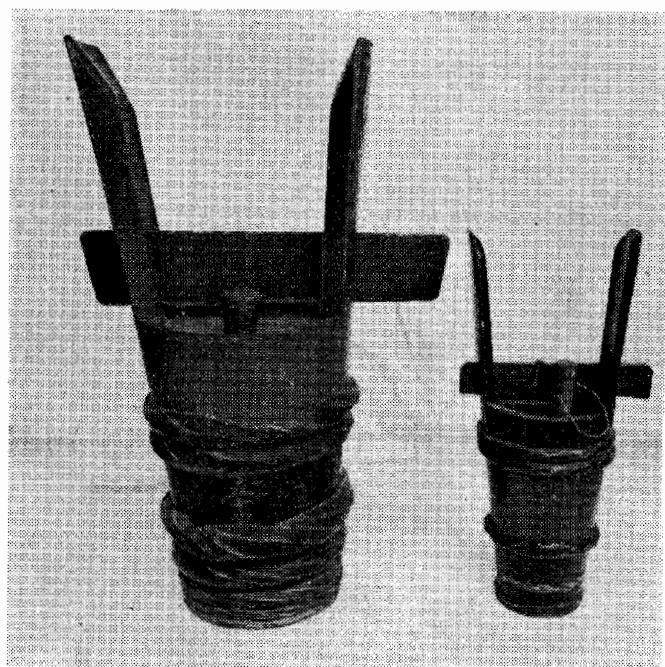
## 樽、貧乏徳利からビン詰へ

木曾節に「婆ばさどこへ行く三升樽さげて、嫁の在所へ孫抱きに」というのがあるが、明治大正から昭和の初めにかけた頃まで、三升樽は「ミミ樽」とか「通い樽」とか呼ばれる、トップのついた酒樽の一番大きなものであつた。酒樽は一升、二升、三升、五升、二斗五升、四斗樽などがあつて、三升入れまでの樽にはトップがついており、それ以上の大きなものは平樽であつて、トップはついておらず、菰かぶりに包装された。小売りには、トップのついたミミ樽が酒屋と家々の間を通つており、平樽は、卸しの遠方輸送に使われたり、酒蔵から小売店の間を行き来していた。

忠臣蔵の赤垣源蔵がぶら下げていた「源蔵徳利」とか「貧乏徳利」と呼ばれるものも、樽に併行して江戸時代から戦前まで長く使わ



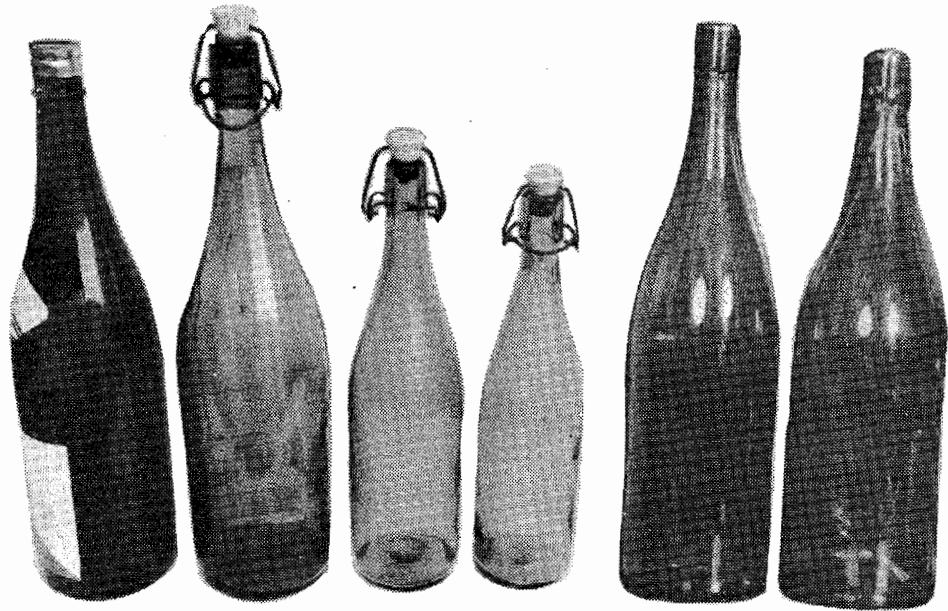
貧乏徳利のいろいろ、貸徳利には「貸」とはっきり  
書いておき回収をはかった



小売りはミニ樽で買って行く

れていた。この徳利にも五合、一升、二升入れがあつたが、信州あたりで使うものの多くは美濃多治見付近で造られたため「美濃徳利」とも呼ばれた。信州は山坂が多く、馬や牛の背で運ばなければならなかつたので、山村ではかけ易い徳利よりも樽の方をよく用い、徳利は町場向きに使われた。明治の末期頃には、ビン詰め酒も本場方面から入りこんできたし、大正になると、地元でもビン入りが始まつたが、山坂運びの多いこの郷土では、徳利よりももつとかけ易いビン詰めは余り歓迎されず、依然として樽や徳利の方が幅をきかせており、太平洋戦争頃まで尾を引いていた。それらが、完全に姿を消し去つたのは戦後になつてからである。

「通い樽」にしても、貧乏徳利にしても、容器の回収には大変な苦労をしなければならなかつた。樽には一々焼印を押して自店の所有であることのことを明らかにし、徳利には店名のほかに番号を書きこんでおいて、何号がどこの家にいつているかを掛売帳に記入したりした。中味の酒幾ら、樽代幾らと、いう風な売り方をして、空樽を持ってきて呉れたら、その代金を差引くようにもしたが、なかなかうまくは回転しない。こちらが欲しい頃にはちつとも返つてこないで、盆暮にでもなると、どさつと返えされてしまうため、それを収容しておくためだけに、大きな空樽庫を用意しなければならず、その倉を見た連中が「俺らも、せめて空樽倉ぐらいの身代はつくつて見たい」などといつていたものである。



酒ビンの移り変り 右2本は手吹きの初期の1升ビンで栓はキルク。そのうちに口金付きの機械ビンになり戦後王冠が一般となる。

△藤井伊右エ門氏談▽ お得意の中には、酒樽を貯めておくことを自慢、している人がいて、年の暮になつてから「どうだ、これだけ飲んだぞ」などと自慢げに、どさりと抱ぎこまれるのだから困つてしまつた。それでも、栓をしっかりと上で保存しておいて呉れたのならいいが、一時、日本中に「酒屋ではホゾをした樽を返えすと、縁起が悪いというそうだ」とのデマが、どこからともなく盛んになつてきて、みんな、栓をせずに物置へ投げこんでおいたものを持ってきたため、ガサガサしてしまつて使いものにならない樽が多く、すっかり酒屋を泣かせたこともある。樽には実際にさまざまな形があり、祝儀樽とか指樽などもあった。サン樽（九八頁参照）というのは指物師が造つた四角なもので、どこの酒造家もそれを用意しておいて、ご祝儀の折にはそこへ入れて貸してやつた。

大正時代に入ると、県内でもビン詰めが始まつてきたが、その頃はまだ全般的な機械製ではなく、半人工であつたから、一本一本のビンが不揃いであり、口栓も今日風な王冠ではなく、太い針金を曲げて瀬戸物の栓をくくりつけるというような「機械ビン」と呼ばれるものであつたため、自然、中味もきちんと一定することができなかつた。そのことで、大正一一年には、長野県内務部長から、県酒造組合聯合会が手痛く警告された。「組合の名において、何んとか一定せよ」というのであり、小売店に対しても「一定しないものは醸造元へ送り返えして抗議せよ、醸造元がいうことを聞かなかつたら、県の方へ申出せ」というのであつた。

大正十一年一月十六日

長野県酒造組合聯合会会長殿

長野県内務部長

## 酒類瓶売方法改良の件

立、御回報煩しく協議に及び候也。

記

従来貴組合員の使用しつつある硝子瓶入酒はその内容区々にして、普通一合瓶と称するものは一合八勺内外、四合瓶と称するものは三合五勺内外五合一升等これに準じ、その呼称量に達せず。組合員各位においても何ら考慮をつくさず、乱雑極りなき状態に放任はあるは誠に遺憾に堪えざるところにこれあり候。然るに度量衡改正後正味取引をなすことゝ相成り、既に関西酒類の大醸造においては瓶入の表記をなすのみならず、瓶の入実量を正確になすため瓶を改良し、一定の種類に限定し正確なる内容を保ちたるものを見て販売しつつあり、近くは山梨県の酒造組合においても数年前より内容量の統一をはかり、その実績を挙げつつあり。

これら商品の間に介在する本県酒類は時勢に添わざる硝子瓶を使用し、その表記あるもの少く、表記あるものも不統一なるを免れざれば、商品としてその品位を損するのみならず、ひいては度量衡法違反者を惹起するの懼根たるが如きことありては、組合の責任も軽からざるを得ざるが故に、左記の方法により将来製作する硝子瓶の内容統一を計り、正味量の標記をなさる様致したきにつき、各組合に御談合、何分の御方針確

(イ) 硝子瓶は一合、二合、四合、五合、一升としその内容は栓下凡五分前後にて全容量を有するものに改め、購入は各組合にて連合製作調査の上正確なるものののみを分配使用せしめられたし。

(ロ) 正味量の表記は「レットル」の内部に刷込み、及び口栓の封印に「正味何合」と刷込み使用すること。

(ハ) 従来使用の瓶にて前項に該当するものはこれを使用し、容量の少きものは使用せざること。

(ニ) 従来小売店にある酒瓶の内正味量の表記なきものはゴム印にて何合入の形状に、商標の余白に体裁よく表記せしむること。

(ホ) 表記なきものは製造者に照会、正味量の表記あるものを仕入れ販売すること。この場合製造者において表記すること能わざる回答をなしたるものあらば、その事実を具して当県へ報告、表記方交渉依頼をなすこと。

ビンの栓も初めはキルクをはじめこむものであり、ついで陶器の栓を針金細工で締めつけるように工夫された。大正十年頃から始まつた王冠が広く行きわたつてきたのは戦争中である。完全に規格の統一された全面的な機械製のビンが、美々しく店頭を飾るようになつたのは終戦前後であり、その時を以て、江戸時代からの懐しい樽や貧乏徳利が完全に姿を消し去り、造り酒屋での樽や徳利による店売りも昔物語になつていつたのである。

## 波乱万丈の一五年間

大正年代の日本経済界は、正に波乱万丈であった。明治から大正にかかる頃は、米価の奔騰が貧民を生じて不況に落ち入り、社会不安をひきおこし、政治的には、長州閥の横暴を怒る国民の声が爆発して、いわゆる大正デモクラシーの火の手となつた。

殊に、このような時勢の中で、本県の酒造界に大きな打撃を与えたのは、生糸暴落に依る養蚕業の不景気であった。別表でもわかるように、明治四〇年頃には四六七軒を数えていた業者が三〇人も倒産し、或は転業していくつた。

ところが、大正三年になると、第一次世界大戦が勃発し、イギリスと同盟して対独宣戦を布告したわが国に、忽ち火事泥的な戦争景気をもたらし、すべての工業を大きく推し進め、酒造業界も活況を呈することになった。あらゆる産業界に多くの俄か成金を生み出したのもその時である。しかし、そのことの裏をかえせば、貧しい労働者の増加となり、喰って行けない農民層の増大ともなつていていたのであって、七年には、戦争景気にあふられて暴騰する米価のために、ついに米騒動の全国的烽起となつた。

大正四年には一升一四錢であった米が、七年八月には四五錢にはね上り、同じ年のうちに六〇錢に暴騰したのである。県下でも「米よこせ」の一揆が飯山、伊那、飯田の各地で地主や穀屋を襲い、富裕な商家に火を放った。警察、軍隊の出動と、政府の緊急米価統制策で、事態はようやく鎮定したが、この時に制定された米穀法が、やがて、今日の食管制度の土台になつていつた。

米価が奔騰していく中での酒造りは、そのことだけで必ずしもおびやかされるというものではなく、資金と巧みな経営力を持つ者は、むしろ有利でさえあり得たわけだが、すべての業者がそういう具合に行くものではない。米価の騰勢に追いつくための資力と能力とを持たなかつた酒造家が、この間、ほとんど二割近くも休造しなければならなかつた。

しかし、大正初頭の不況倒産も、米騒動下の多数休造も、大正九年に襲来した、いわゆる「大正のガラ」にくらべれば、まだ物の数ではなかつた。戦争景気にあおり立てられて、工場建設が相つぎ、その工業熱が田舎にまで浸透して、町にも村にも俄か成金を生んで

年 明治45年 大正2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	酒 (単位石、銭)				玄米 (単位石、銭)			
	長野	上田	松本	飯田	長野	上田	松本	飯田
	50.00	45.00	40.00	40.00	20.50	22.50	22.00	22.50
	50.00	45.00	40.00	40.00	20.50	22.50	22.00	22.50
	50.00	45.00	40.00	40.00	15.50	13.62	16.00	15.50
	58.00	45.00	40.00	40.00	15.50	13.62	16.00	15.50
	60.00	45.00	40.00	40.00	14.70	13.90	16.00	15.50
	66.00	55.00	55.00	60.00	21.00	22.00	21.50	25.80
	75.00	65.00	70.00	80.00	38.50	35.50	38.90	43.00
	128.00	110.00	120.00	110.00	51.00	50.50	54.50	59.50
	110.00	90.00	100.00	90.00	28.59	28.80	31.30	31.25
	120.00	100.00	100.00	100.00	37.00	35.90	30.00	38.50
	130.00	90.00	95.00	100.00	27.00	26.50	26.50	34.00
	130.00	90.00	95.00	100.00	36.00	31.50	32.00	35.50
	130.00	110.00	100.00	100.00	38.00	40.50	39.50	40.00
	120.00	85.00	100.00	130.00	35.00	36.00	35.50	36.80
	140.00	85.00	95.00	95.00	34.20	29.00	32.00	33.00

いたのであつたが、大正九年、反動的不況の襲来によつて、ひとたび株価の大暴落を來すや、いたるところで工場の倒産が起り、株成金が没落し、山を手放し、田畠を売り払わなければならないものが続出した。

大小の工場が物価暴落と金詰りのために、音を立てて崩れていたが、酒造業界も例外ではなかつた。その前年までは年々四百三、四〇人から、多いときには四百六、七〇人も数えていた業者が俄然三百人台に落ちこみ、しかも五〇人近い者が休造するというありさまになつた。彼らの多くは、酒造りそのもので倒産し、或は転廃業しなければならなかつたというよりも、株に手を出し、他の事業に手を出していたための、あおりであつた。

その大正九年の商況について、北信酒造組合は「今期商況は、財界大変動のあとをうけて一般商況振わず、相場も漸次下降せるにも拘らず下半期に至り多大の持越酒を見、加うるに米価安の影響をうけて投物各地に続出し、相場惨落を見たり。然れども本組合区域においては概して持越高比較的小額のため、この渦中に投するを免れ、年度末に至り投物一段落とともに商況漸次恢復せり」と、総会に報告した。

佐久の酒造家たちが既に着手した、大がかりな合同会社計画を遂に実現し得ず、空しく倒れていかなければならなかつたのもその時のことであつた。その頃のある日、木内さんは専任となり、電化を計画し、発電所に向きそうな処を選んで発電の出願をした。その頃のある日、木内さんは専任となり、電化を計画し、発電所に向きそうな処を選んで発電の出願をした。その頃のある日、木内さんは専任となり、電化を計画し、発電所に向きそうな処を選んで発電の出願をした。その頃のある日、木内さんは専任となり、電化を計画し、発電所に向きそうな処を選んで発電の出願をした。

△井出今朝平自伝△ 大正八年、中込まで開通した鉄道を木内吾市さんが延長する計画をしていて、それにも常に参画していた。川上まで全通の企画をして一層大事業となり、木内さんは専任となり、電化を計画し、発電所に向きそうな処を選んで発電の出願をした。その頃のある日、木内さんは専任となり、電化を計画し、発電所に向きそうな処を選んで発電の出願をした。その頃のある日、木内さんは専任となり、電化を計画し、発電所に向きそうな処を選んで発電の出願をした。その頃のある日、木内さんは専任となり、電化を計画し、発電所に向きそうな処を選んで発電の出願をした。

り歴史の一と駒を継つている。

大正時代、酒造戸数の移り変り（長野県統計書・合計のカッコ内は休造数）

	明治 40年	大正 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
南 佐	24	19	18	18	18	19	19	19	19	17	17	17	18	16	16	17
北 佐	21	18	18	24	23	23	22	22	23	22	23	21	23	20	21	21
小 県	46	42	41	52	51	52	51	54	45	39	39	39	39	36	35	35
諫 訪	23	22	22	31	31	31	31	31	30	29	31	31	31	29	27	30
上 伊	56	54	55	58	57	57	57	55	55	47	51	54	51	48	47	50
下 伊	67	54	52	56	54	54	51	52	52	46	35	51	53	50	49	49
西 築	25	22	19	19	19	19	16	15	15	13	13	14	14	41	40	40
東 築	34	37	36	44	43	39	38	40	40	38	39	42	43	17	17	17
南 安	21	20	18	21	21	21	21	18	18	18	20	18	20	16	16	17
北 安	12	12	12	14	14	14	14	13	15	15	15	16	16	12	12	11
更 増	17	16	16	16	16	14	14	13	12	12	12	12	12	19	19	17
高 科	11	12	11	11	11	11	11	10	10	6	7	7	7	19	19	17
上 高	18	19	20	19	19	19	19	18	17	17	17	17	17	25	25	25
下 高	31	29	29	29	29	28	28	27	26	25	25	25	25	20	21	20
上 水	30	27	26	26	25	23	23	24	24	24	24	24	22	15	15	12
下 水	16	16	16	15	15	15	13	13	13	12	12	12	12	15	15	12
長 野	8	8	7	7	7	6	5	5	4	3	3	3	5	6	6	5
本 田	7	7	7	9	9	10	9	9	9	9	9	9	10	10	11	11
合 計	467	437	463	469	463	454	442	438	435	398	418	418	426	409	405	406
										(73)	(72)	(66)	(49)	(52)	(46)	(45)

ついで、大正一二年には関東大震災となり、この時には京浜地方の品不足を狙って、或る程度の活況を呈し、東京進出のチャンスをつかむことにはなったけれども、経済全体としては慢性的な不況が続き、そまま昭和初頭の恐慌に突入した。そこで、佐久酒造株式会社を作ろうと思うがどうか、君もひとつ片腕になつて働いて貰いたいと、懇請された。これは二万石の醸造をすることになつて、資本金は二百万円。当時は第一次世界大戦が終つて、日本では青島へ僅かばかりの兵を出しただけで戦勝国の仲間になつて、財界が膨れ上つた時である。新しい会社が数多くこの土地にも出来た時代なので、この計画は大歓迎され、忽ちにして満株となり、並木さんから一万坪の買約契約をして、製材工場を作り、材木も自家製材をしようと、木材も買って準備に取りかかった。この年の佐久の酒は五万余石醸造され、全国では六百万石で景気良く売れたのである。私は三千石、木内が九千石、大塚が五千石、伴野が三千五百石と大膨張の年であった。ところが明けて九年になつたら急に財界の不振となり、会社は倒れ、三月十五日株式市場は大暴落を遂げた。従つて木内さんの計画は大蹉跌を来たし、その責任を感じて遂に総ての計画を投げ出してしまつた。

ついで、大正一二年には関東大震災となり、この時には京浜地方の品不足を狙つて、或る程度の活況を呈し、東京進出のチャンスをつかむことにはなつたけれども、経済全体としては慢性的な不況が続き、そまま昭和初頭の恐慌に突入した。

のである。漸く、酒質改善が本格的なものとなり、悲願の移出超過県の地位を築きあげつつあった信州の清酒にとって、この漫性的な不況は、業者の頭を痛めさせた。